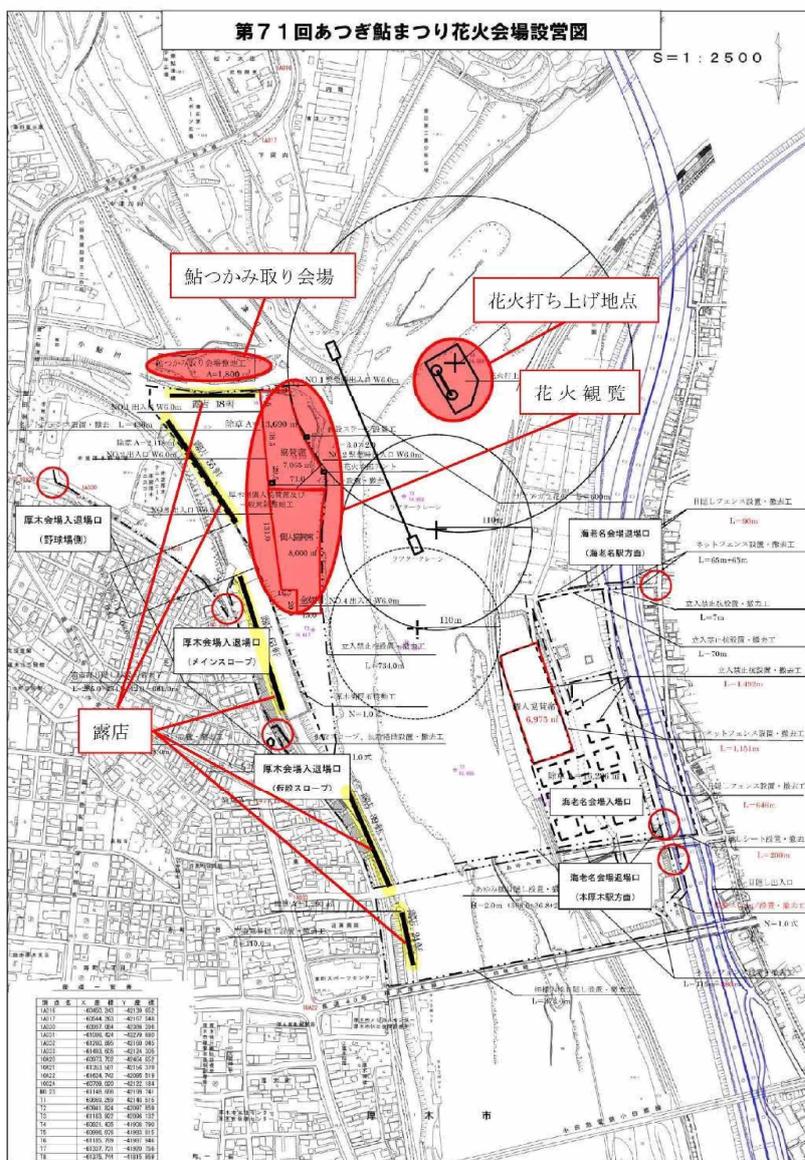


2.1.8 あつぎ鮎まつり期間中の対応

本事業地は、「あつぎ鮎まつり」のメイン会場となっている。あつぎ鮎まつりは、今年で第75回（74回及び75回はコロナ禍の影響で中止）を迎える厚木市最大のイベントであり、「かながわのまつり50選」の一つに数えられ、約1万発の大花火大会やパレード、ダンスコンテストなど、市民参加型の催しが2日間にわたり繰り広げられるが、中でも三川合流点地区で開催される「あつぎ鮎まつり大花火大会」では、祭りの雰囲気も最高潮に達し、毎年50万人以上の見物客で賑わう。本事業地はその打ち上げ会場となっていることから、祭り期間中のみならず、準備期間中も含めて本事業地の一部が優先的に使用されることが想定され、夏の書き入れ時でもあり本事業への影響が懸念されることから、運営事業者のまつりへの関わり方も含め、関係団体との協議が必要である。



資料_第71回あつぎ鮎まつり花火大会会場設営図

2.1.9 利活用の早期実現

本事業地の利活用については、平成 19 年度策定の「水辺ふれあい構想」にはじまり、本調査に至るまで長年に渡って検討されてきた経緯がある。

本事業地は河川空間整備の難しさから、計画を進めてきたものの整備実現に至らなかった経緯があるが、本事業地が市のシンボリックな場所であることから、その利活用については市民の期待も高く、市の長年の懸案事項であった。近年、河川法第 24 条の準則が改定され民間事業者が事業参入しやすくなるなど、河川空間を地域資源と捉えその利活用に対する期待が高まってきたことを受け、本事業地でもより河川空間をいかした利活用計画の立案と、その実現が望まれている。さらに、本事業地に立地するスポーツ施設（野球場、市民プール）は、施設の老朽化等を理由に撤去されることが決まっており、撤去工事との関連からも跡地の利活用については早急な対応が求められる状況である。

表 2.1-3_本事業地の利活用に関する検討経緯と今後の予定

年 度	内 容
平成 19 年度	水辺ふれあい構想策定、水辺ふれあい基本計画策定
平成 20 年度	相模川・中津川厚木市河川利用構想策定
平成 21 年度	あつぎ三川合流点河川利用市民案提言
平成 22 年度	相模川三川合流点地区かわまちづくり検討委員会設置 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画の素案策定
平成 24 年度	相模川厚木市水辺拠点創出基本計画策定
平成 26 年度	厚木市スポーツ施設整備推進計画
平成 28 年度	バーベキュー利用者へのアンケート調査実施 水辺ふれあい拠点検討推進委員会設置
平成 29 年度	社会実験実施、現地測量及び基本設計
平成 30 年度	社会実験実施、相模川水系相模川・中津川河川整備計画策定（国・県）
令和 2 年度	官民連携手法検討のためのサウンディング型市場調査実 水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討会設置 神奈川県と河川占用事前協議
令和 3 年度	本調査実施、市民意見交換会開催、河川占用協議、事業方式決
令和 4 年度	実施方針の策定、市民意見交換会開催、河川占用協議
令和 5 年度	事業者選定、事業開始

2.2 各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握

本項目では、地域特性や利活用状況、都市計画関連の上位計画及び河川法令関連の制約条件を整理するとともに、既存施設把握のために既往資料の整理を行う。

2.2.1 本事業地における制約条件

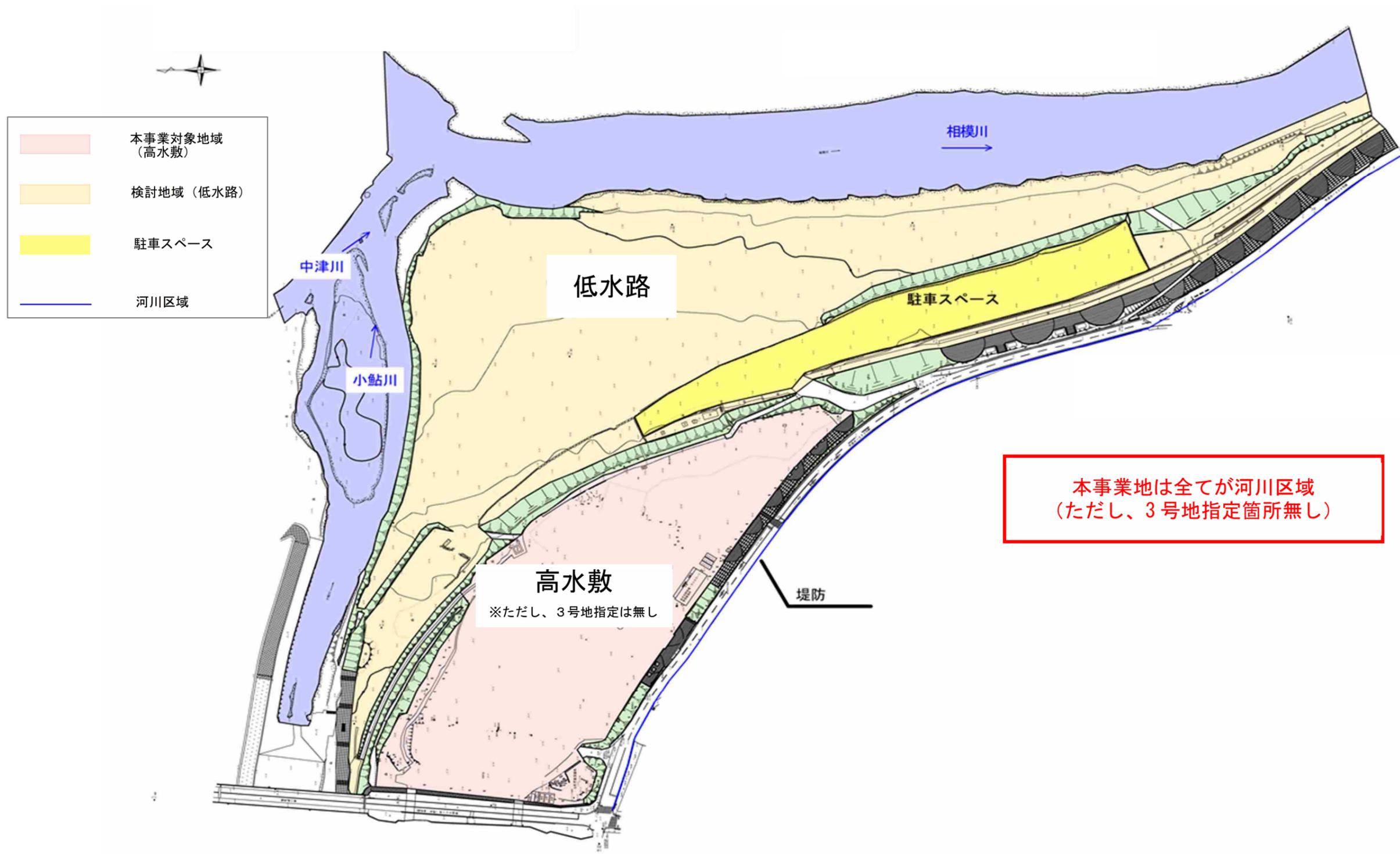
(1) 河川区域

本事業地は、一級河川相模川、中津川、小鮎川が合流する地点の相模川及び小鮎川右岸にあたり、全域が河川区域内となっている。

なお、本事業地においては、河川法第6条の3号地（堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域）指定をされている区域は無い。

なお、現地状況を把握するため、現地踏査を実施した。

本事業地における河川区域の概要図、現地踏査写真位置図及び整理写真の一覧を次に示す。



※本図に記載している河川区域線は、現地での正確な位置を保障するものではない。

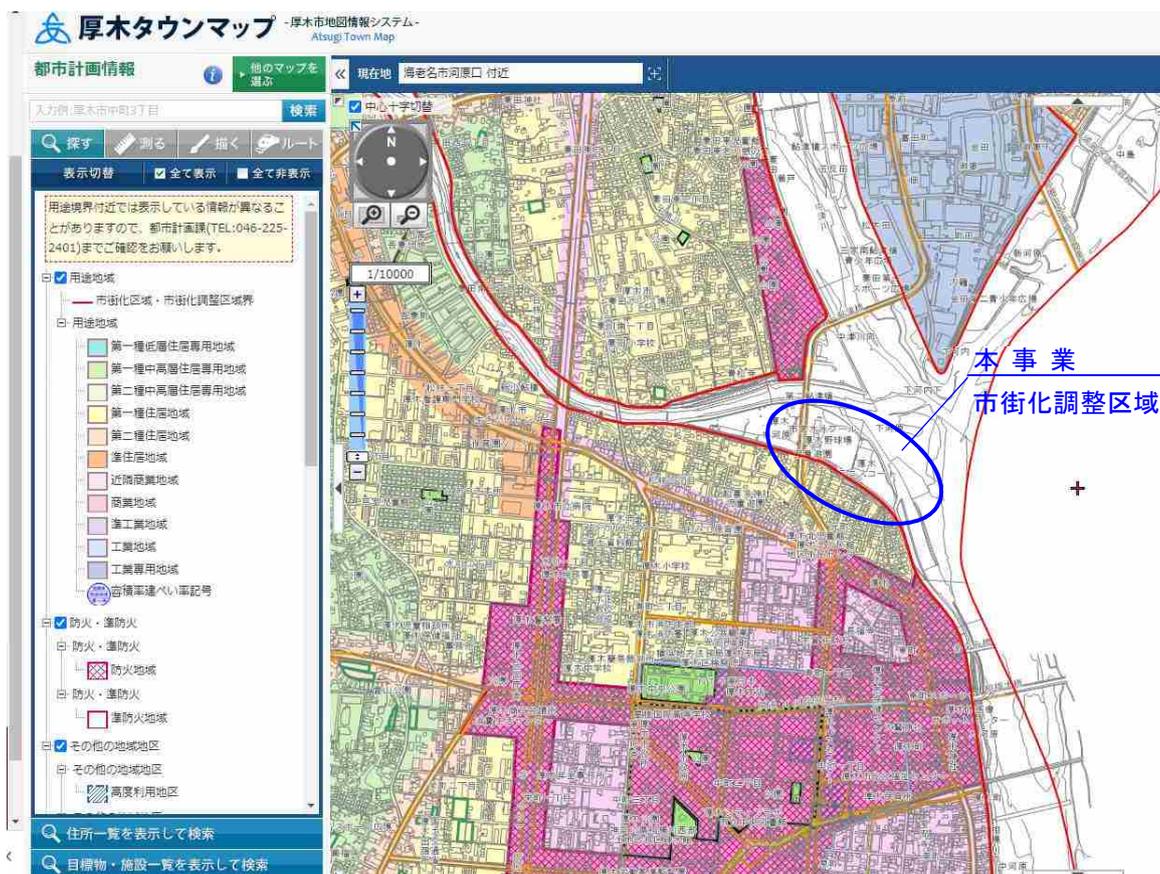
図 2.2-1_本事業地における河川区域の概要図

2.2.2 都市計画関連の上位計画における制約条件の整理

(1) 都市計画法

厚木市は、首都圏整備法で規定する「近郊整備地帯」に指定されており、厚木市の行政区域である 9,384 ヘクタール全てが都市計画区域となっている。このうち、市街化区域は 3,201 ヘクタール、市街化調整区域は 6,183 ヘクタールである。(令和元年 9 月 13 日県告示第 188 号)

このうち、本事業地は、次の図に示すとおり、市街化調整区域に位置付けられている。



出典_厚木市地図情報システム

(2) 建築基準法

本事業地を含む、厚木市において用途地域が定められていない地域については、建築基準法により建築形態制限を受けることとなっている（「厚木市建築形態制限（平成16年4月1日施行）」）。

なお、この建築形態制限施行後に新築、増築などを行う場合は、容積率や建ぺい率など指定する規制値に適合する建築とする必要がある。また、市街化調整区域で建築物を建てる場合は、開発許可等の必要がある。

指定区域	市街化調整区域内で、用途地域の指定のない区域
容積率	100%（一部の区域 300%）
建ぺい率	50%（一部の区域 60%）
道路斜線制限	1.25（勾配）
隣地斜線制限	20+1.25（勾配）

出典_用途地域が定められていない地域における建築形態の制限（厚木市 HP <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kenchikushidoka/11/2/924.html>）

(3) 都市公園法

本事業地は、都市公園法に基づく都市公園とはなっていない。

根拠資料として、厚木市所有の都市公園の一覧を次に示す。

都市公園一覧表						
	公園名	公園所在地	公園種別	面積 (ha)	供用開始日	
厚木地区	中町公園	中町二丁目606	街区	0.14	S44.12.23	
	塚本公園	中町三丁目1012	街区	0.44	S44.12.23	
	大平公園	中町三丁目682	街区	0.10	S44.12.23	
	旭町やま公園	旭町五丁目1319-13	街区	0.10	S50.7.1	
	塚本みづき公園	中町四丁目85	街区	0.23	S50.7.1	
	旭町どんぐり公園	旭町一丁目260	街区	0.12	S50.7.1	
	あまひ公園	旭町一丁目122	街区	0.44	S50.7.1	
	ひまわり公園	南町55-78外	街区	0.13	S51.1.19	
	すみれ公園	南町535-45	街区	0.10	S51.1.19	
	旭南(ふじみ)公園	旭町四丁目335A-39A	街区	0.29	S51.1.19	
	塚本中央公園	南町三丁目424-1	道隣	1.94	H9.8.8	
	旭町クスノキ公園	旭町二丁目1362-3	街区	0.02	S62.8.1	
	中町花の公園(アザレア)	中町二丁目914-1	街区	0.04	H5.4.1	
	南町三丁目1号公園	南町三丁目2	街区	0.04	H6.5.30	
	旭町やま公園	旭町二丁目1261-49	街区	0.05	H11.7.6	
	水引第1公園	水引二丁目178-5	街区	0.03	S57.9.22	
	外河原公園	塚本2259-10	街区	0.06	S30.2.1	
	ふじみ公園	旭町四丁目335B-39A	街区	0.12	S56.11.16	
	元町公園	元町2124-11	街区	0.01	S53.8.26	
	サンダーラインエリア	旭町五丁目162-1	街区	0.02	S58.8.14	
	松原公園	松林一丁目196-2	街区	0.02	H27.3.2	
	巖塚みどり公園	上俣33001-4	街区	0.31	S50.7.1	
	塚口公園	塚口460-9	街区	0.07	S58.11.30	
	坂上公園	中俣305-5	街区	0.05	S58.11.30	
	山原公園	山原649-5	街区	0.08	S60.4.1	
	依知地区	八種上公園	下俣知二丁目943	街区	0.18	S83.5.1
		若ノ久保公園	下俣知二丁目1275	街区	0.12	S83.5.1
		宮ノ腰公園	下俣知二丁目1117	街区	0.05	S83.5.1
		しもが公園	塚口115-3	街区	0.15	H4.4.1
		上ノ原公園	上俣知3024	近隣	1.37	S50.7.1
		仲達公園	下俣知二丁目1244	街区	0.15	H8.10.1
		若ぶくろ公園	下俣知三丁目1020	街区	0.20	H8.10.1
上萩原公園		山原710-1	街区	0.10	H8.10.1	
長坂南公園		塚口274-4	街区	0.13	H21.3.31	
中俣知山王公園		中俣知字中俣154-15	街区	0.02	H25.1.23	
倉田第一公園		倉田204-29	街区	0.02	S49.4.16	
倉田第二公園		倉田204-37外	街区	0.01	S49.4.16	
中俣知公園		中俣知10-6外	街区	0.01	S52.7.15	
上中俣なかよし公園		山原607-17外	街区	0.02	S54.3.31	
上俣知一本松公園		上俣知270-15	街区	0.01	S54.10.8	
北原公園		山原863-7	街区	0.01	S56.10.13	
みねがやと公園		上俣知1670-2	街区	0.02	S60.1.9	
倉田第三公園		倉田204-33	街区	0.01	S48.4.16	
六反公園	上俣知2622-7	街区	0.02	H8.7.17		
吾妻公園	下俣知一丁目338-15	街区	0.02	H15.2.12		
長坂北公園	塚口954-10	街区	0.05	H20.12.24		
倉田重くたし公園	倉田298-2外	街区	0.11	H30.4.6		
松原公園	三田3203外	街区	0.25	S50.7.1		
林中公園	林三丁目475	街区	0.13	S59.5.1		
中村公園	栗田高二丁目1384	街区	0.21	S58.11.30		
白根公園	栗田高三丁目1297	街区	0.18	S58.11.30		
山ノ上野公園	及川一丁目226-2外	街区	0.15	S58.11.30		
市場公園	栗田高一丁目1418	街区	0.11	S58.11.30		

出典_厚木市所有の都市公園一覧（厚木市 HP）
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/koenryokuchika/2/3091.html>

睦合地区	ネリだ公園	栗田北一丁目1158-2	街区	0.15	S58.11.30
	中村橋公園	栗田北一丁目1854-4外	街区	0.10	S59.7.1
	東河原第1公園	栗田東二丁目1806-23	街区	0.06	S59.7.1
	東河原第2公園	栗田東二丁目2215-30外	街区	0.12	S63.4.1
	中河原やき公園	栗田南一丁目2196-3	街区	0.06	S63.4.1
	三田みのり公園	三田南二丁目1208-1外	街区	0.13	H11.3.25
	くすのき公園	三田三丁目26	街区	0.25	H11.3.25
	ドライトイ塚公園	三田一丁目1	街区	0.07	H11.3.25
	栗田東第二公園	栗田東一丁目2331-12外	街区	0.10	H11.3.25
	井田公園	林五丁目14	街区	0.27	H16.4.1
	林中央公園	林四丁目19	街区	0.22	H16.4.1
	向田公園	林一丁目8	街区	0.25	H16.4.1
	徳見公園	林一丁目22	街区	0.20	H16.4.1
	天神公園	林二丁目698-4	街区	0.01	S52.8.9
	栗田ハイツ公園	栗田東三丁目1874-38	街区	0.01	S53.7.19
	反田よなかし公園	栗田北三丁目849-5	街区	0.01	S54.6.25
	さんやむこう公園	栗田東一丁目2557-15	街区	0.02	S57.9.22
	中河原つた公園	栗田東一丁目2319-9	街区	0.01	S58.12.13
	中河原しば公園	栗田東一丁目2319-8	街区	0.01	S58.12.13
	三家向もみじ公園	栗田東一丁目2557-17	街区	0.02	S59.5.16
	三家向まつき公園	栗田東一丁目2551-28	街区	0.02	S60.11.28
	舟山公園	林四丁目594-2	街区	0.02	H14.1.0
	林南公園	林二丁目711-41外	街区	0.05	H2.11.16
	中ノ原公園	三田二丁目2	街区	0.03	H3.3.29
	栗田東公園	栗田東一丁目2546-59	街区	0.04	H4.7.18
前川原公園	三田3408-24	街区	0.01	H10.9.17	
かにかぶち公園	三田2001-52	街区	0.03	H12.7.15	
上三田ふれあい公園	三田34-9外	街区	0.03	H16.12.11	
荻野地区	向原公園	及川二丁目102-5	街区	0.06	H17.8.10
	でんえん公園	三田南1丁目1230-1外	街区	0.19	H23.2.4
	下川入善哉公園	下川入1365-8外	街区	0.54	H30.12.28
	まつかげ台山の千公園	まつかげ台1401-161	街区	0.65	S50.7.1
	まつかげ台中公園	まつかげ台1115-420	街区	0.09	S50.7.1
	まつかげ台丘公園	まつかげ台1032-24	街区	0.17	S50.7.1
	高尾東公園	高尾一丁目6	街区	0.42	S58.11.30
	弥生公園	高尾一丁目32	街区	0.40	S58.11.30
	高尾さつき公園	高尾二丁目21	街区	0.24	S58.11.30
	もみじ公園	高尾四丁目23	街区	0.35	S58.11.30
	高尾西公園	高尾五丁目10	街区	0.37	S58.11.30
	高尾北公園	高尾一丁目20	街区	0.18	S58.11.30
	天笠公園	高尾四丁目13-15外	街区	0.08	S58.11.30
	高尾峰公園	高尾四丁目13-2	街区	0.13	S58.11.30
	高尾中央公園	高尾二丁目11	近隣	2.27	S58.11.30
	厚木市荻野運動公園	中荻野1500外	運動	23.65	H1.10.15
	栗谷公園	みはる野一丁目30	街区	0.55	H12.6.1
	大谷公園	みはる野一丁目42	街区	0.28	H12.6.1
	関谷公園	みはる野二丁目18	街区	0.15	H13.7.13
	栗谷公園	まつかげ台43	街区	0.08	H13.7.13
	いずみ公園	上荻野957-2	街区	0.03	S55.10.8
	王子原公園	上荻野1189-14-21	街区	0.01	S59.7.25
	子会館公園	下荻野833-17	街区	0.02	S60.11.28
	上荻野荒井公園	上荻野1601-32	街区	0.01	S62.5.20
	上荻野荒井中公園	上荻野1601-43	街区	0.01	S63.4.21
広町公園	中荻野783-2外	街区	0.98	S60.10.14	
横谷公園	上荻野781-5	街区	0.01	H18.4.15	
里見台まる山公園	飯山2385-2	街区	0.35	S50.7.1	
小鈴地区	里見台わかば公園	飯山2385-4	街区	0.04	S50.7.1
	こまつ公園	飯山2216-5	街区	0.07	S58.11.30
	こまつ中公園	飯山2153-2	街区	0.16	S58.11.30
	こまつ下公園	飯山2132-2	街区	0.05	S58.11.30
	宮の里公園	宮の里一丁目1207-8	街区	0.14	S60.11.1
	登山公園	飯山1644-4	街区	0.05	H4.4.1
	さぎさか公園	宮の里三丁目1205-1	近隣	1.07	S60.11.1
	上宮原緑地(あつまつしの丘公園)	上宮原・森の里	都市緑地	13.83	H4.6.1
	つつじ台公園	飯山2234-イ	街区	0.14	H8.10.1
	あじさい公園	飯山1651-10外	街区	0.11	H11.3.25
	駒ヶ原北公園	飯山2644-71	街区	0.06	S43.12.18
	駒ヶ原南公園	飯山2634-6	街区	0.02	S43.12.18
	東台公園	飯山1557-29外	街区	0.04	S55.6.8
	こがね公園	飯山3012-7	街区	0.02	S56.1.17
	南新開公園	飯山2858-10	街区	0.02	S61.11.5
	ハツ橋公園	飯山3304-14外	街区	0.03	H10.5.8
	ゴルフ場前日枝公園	飯山915-7	街区	0.03	H10.6.25
	ハツ橋第二公園	飯山3299-3	街区	0.02	H15.3.26
	すくすく公園	飯山2244-15	街区	0.02	H21.6.15
	赤沼緑公園	温水305-27外2	街区	0.09	S50.7.1
	芦室しみず公園	芦室一丁目124-12外	街区	0.15	S50.7.1
	愛甲原しみず公園	愛甲西二丁目123-6外	街区	0.09	S50.7.1
	愛甲原たかみ公園	愛甲西二丁目123-34	街区	0.09	S50.7.1
	ひばり公園	船子607-4	街区	0.12	S58.11.30
	森山公園	毛利台一丁目1216-7	街区	0.09	S58.11.30
若草公園	毛利台一丁目1444-4	街区	0.20	S58.11.30	
みはらし公園	毛利台二丁目1405-34	街区	0.29	S58.11.30	
鳥山公園	毛利台一丁目1069-98	街区	0.27	S58.11.30	
南毛利地区	曾野公園	毛利台三丁目1436-142	街区	0.21	S58.11.30
	かつらぎ公園	毛利台三丁目1612-57外	街区	0.55	S58.11.30
	なかし公園	毛利台三丁目1043-29	街区	0.04	S58.11.30
	ちびっこ公園	毛利台二丁目1055-125	街区	0.04	S58.11.30
	依胡田公園	長谷6-17外	街区	0.56	S58.11.30
	宮前公園	愛甲二丁目910-21	街区	0.20	S58.11.30
	とみやげか公園	毛利台三丁目1592-15	街区	0.04	S58.11.30
	長谷ほろ公園	長谷1382	街区	0.28	S62.8.1
	長谷公園	長谷1182-10	街区	0.12	S63.4.1
	愛名緑地	愛名後谷地内	都市緑地	10.94	S61.5.1
	ハイウェイパークあつぎ	愛甲東名高速道路南・北	街区	1.10	H8.11.10
	キケ園公園	戸室三丁目866-1	街区	0.09	H8.10.1
	ねのかみ公園	温水西一丁目13-12	街区	0.15	H8.7.5
	船子長町公園	船子284	街区	0.18	H11.3.25
	船子宮の里公園	船子1565-4外	街区	0.08	H11.3.25
	沖原桜丘公園	愛名五丁目1557-11外	街区	0.33	H11.3.25
	沖原くすのき公園	愛名五丁目1568-8外	街区	0.09	H11.3.25
	砂口第一公園	愛名1343	街区	0.08	H11.3.25
	高坪公園	温水西二丁目25-11	街区	0.13	H9.2.17
	ぼうたいの丘公園(厚木西)	温水783-1	総合	9.38	H12.4.29
	砂口第二公園	愛名1468	街区	0.08	H18.4.1
	ワンダーパーク温水サウス	温水西一丁目880番53	街区	0.04	H23.7.1
	深間山なかし公園	温水1929番20外	街区	0.02	H23.9.29
	ワンダーパーク温水イースト	温水西一丁目880番130	街区	0.06	H24.10.17
	長谷しみず公園	長谷1061-140	街区	0.04	S44.10.3
宮田公園	芦室一丁目371-6外	街区	0.03	S47.2.2	
清水公園	長谷1055-4	街区	0.01	S52.8.15	
愛名第一公園	愛名396-14	街区	0.04	S53.7.10	

出典_厚木市所有の都市公園一覧(厚木市HP)
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/koenryokuchika/2/3091.html>

愛名第二公園	愛名457-1	街 区	0.06	S53.7.10
とうやづか第二公園	愛名940-11	街 区	0.01	S58.2.16
大六天公園	戸室二丁目446-23	街 区	0.01	S58.10.5
北ヶ谷第二公園	愛名27-7	街 区	0.02	H12.11.14
川本公園	原名一丁目365-3	街 区	0.03	S63.10.13
中原公園	温水1991-2	街 区	0.02	H2.12.3
八幡公園	船子1565-5外	街 区	0.03	H1.12.23
荒山公園	原名二丁目814-5外	街 区	0.04	H3.2.9
島崎公園	愛名1206-4外	街 区	0.02	H4.3.24
明神池公園	長谷673-1外	街 区	0.17	S60.4.1
上長谷公園	長谷1702	街 区	0.02	H8.4.24
北ヶ谷公園	愛名131-35	街 区	0.06	H10.9.2
愛名第三公園	愛名字跡516-5	街 区	0.02	H11.7.22
片岸しあわせ公園	原名四丁目1410-3	街 区	0.02	H12.7.1
川本第二公園	原名一丁目442-1外	街 区	0.03	H12.11.1
北ヶ谷西公園	愛名165-12	街 区	0.02	H15.2.19
宮地公園	愛名306-10外	街 区	0.08	H15.4.16
沖田公園	温水108-7外	街 区	0.01	H15.7.4
沖原ふれあいの公園	原名五丁目1582-17	街 区	0.02	H16.7.28
ぐみだ公園	愛甲四丁目614-43外	街 区	0.04	H17.2.10
みやぞえ公園	愛甲二丁目742-8	街 区	0.02	H18.8.1
長谷なかよし公園	長谷字原1331-67	街 区	0.03	H20.3.17
ワンダーパーク温水ノース	温水西一丁目980-212外1筆	街 区	0.06	H27.3.31
子の神遺跡公園	戸室四丁目741番34	街 区	0.01	H27.9.18
ワンダーパーク温水ウェスト	温水西一丁目980-267外1筆	街 区	0.05	H28.4.15
学校街公園	温水西一丁目1258-8	街 区	0.04	H28.10.28
豊原名緑地	原名三丁目9	都市緑地	0.24	R1.8.30
若宮公園	森の里1-39外	地 区	8.86	S60.10.1

小野緑地	小野字川野	都市緑地	13.73	S61.5.1
ふじた公園	森の里五丁目17-2	近 隣	1.04	H8.10.1
かぜの子公園	森の里二丁目15-2	街 区	0.28	H8.10.1
日だまり公園	森の里一丁目17-2	街 区	0.25	H8.10.1
くりの実公園	森の里三丁目23-1	街 区	0.24	H8.10.1
水のわ公園	森の里四丁目37-2	街 区	0.25	H8.10.1
小野公園	小野2025-7	街 区	0.12	H11.3.25
宮蔵山公園	小野2025-9	街 区	0.08	H11.3.25
岡津古久公園	岡津古久277-2外	街 区	1.06	S59.5.18
岩田山公園	小野335-6外	街 区	1.06	S59.5.18
小野並木公園	森の里二丁目1225-1	街 区	0.02	S61.11.5
上村公園	小野1011-9外	街 区	0.02	H12.3.7
多々良運公園	七沢1616-20	街 区	0.02	H14.7.31
そよかぜ公園	森の里五丁目8-52	街 区	0.04	H18.7.12
長沼公園	長沼244	街 区	0.84	S50.7.1
岡田北矢公園	岡田一丁目1734-3	街 区	0.11	S58.11.30
岡田南公園	岡田五丁目23_74-7	街 区	0.10	S59.4.1
酒井三田公園	酒井2088-23	街 区	0.10	S60.4.1
八木間公園	酒井3009	街 区	0.08	H8.10.1
反町公園	酒井3043	街 区	0.30	H8.10.1
坊西公園	岡田3091	街 区	0.20	H8.10.1
原田公園	岡田3092	街 区	0.14	H8.10.1
福寿公園	酒井3174	街 区	0.05	H8.10.1
白鷺公園	酒井3202	街 区	0.17	H8.10.1
中丸公園	岡田3058	街 区	0.40	H8.10.1
かきの実公園	上落舎483	街 区	0.08	H11.3.25
酒井公園	岡田五丁目2385-3	街 区	0.02	S53.7.17
あいつぼ公園	酒井1814-4	街 区	0.02	S55.2.15

西の前公園	岡田二丁目1670-5	街 区	0.01	S56.7.21
西の前第二公園	岡田四丁目1540-7	街 区	0.02	S61.3.29
塚田公園	岡田五丁目2400-3	街 区	0.01	S54.8.6
坪ノ内公園	上落舎524-7	街 区	0.02	H3.12.14
戸田小榎公園	酒井1973-19外	街 区	0.07	R1.12.25
緑ヶ丘南公園	緑ヶ丘一丁目143	街 区	0.15	S50.7.1
緑ヶ丘北公園	緑ヶ丘一丁目16	街 区	0.07	S50.7.1
緑ヶ丘西公園	緑ヶ丘三丁目9外	街 区	0.19	S50.7.1
緑ヶ丘やなぎ公園	緑ヶ丘三丁目4	街 区	0.08	S50.7.1
緑ヶ丘まる公園	緑ヶ丘四丁目4	街 区	0.16	S50.7.1
緑ヶ丘1丁目芝公園	緑ヶ丘一丁目154	街 区	0.08	S50.7.1
緑ヶ丘2丁目芝公園	緑ヶ丘二丁目110	街 区	0.08	S50.7.1
緑ヶ丘さくら公園	緑ヶ丘四丁目6	街 区	0.40	S58.11.30
緑ヶ丘ふれあいの公園	緑ヶ丘四丁目2番4	街 区	0.02	H25.1.23
緑ヶ丘木洩れび公園	緑ヶ丘四丁目2-33	街 区	0.02	H18.7.10
王子公園	王子二丁目1308-67外	街 区	0.13	S58.11.30
緑ヶ丘なかよし公園	緑ヶ丘四丁目6-59	街 区	0.04	H28.2.1

※ 七沢森林公園含まず

出典_厚木市所有の都市公園一覧 (厚木市 HP)
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/koenryokuchika/2/3091.html>

(4) 道路法

本事業地は、小田急小田原線相模川橋梁方向から上流に向かい、相模川から中津川（神奈川県道 601 号酒井金田線交差点）までの河川堤防天端道路が、厚木市市道（神奈川県河川管理施設との兼用工作物）となっており道路法の適用を受ける。

2.2.3 河川法における制約条件の整理

本事業地は、「1.2.1 地域特性及び利活用状況の整理」にて整理したとおり、全域が河川区域内となっている。このため、施設整備や民間活力導入における洪水時の浸水リスクや河川法の制約に関連する条件である、河川整備基本方針や河川整備計画等の河川関連上位計画、河道特性や流況、河川区域等の内容を整理する。

■河川整備基本方針の解説

河川法第十六条に基づき、河川整備の基本となるべき方針に関する事項について河川管理者（一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事）が策定する。

■河川整備計画の解説

河川法第十六条の二に規定されており、河川基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、より具体的な川づくりが明らかになるよう計画を示したものであり、河川管理者が策定する。

■河川区域内における施設整備及び官民連携の利活用や収益事業実施のポイント

河川区域内では、施設整備や民間事業者による利活用や収益事業実施について、「河川整備基本方針」、「河川整備計画」及び「河川法令」により制約を受ける。

この制約は、河川が公共用物であること（河川法第二条）、また、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としていること（河川法第一条）に起因する。

施設整備や民間活力導入における制約条件（治水安全度や洪水時の浸水リスク等）を整理する必要がある。

本事業地で適用される「相模川水系河川整備基本方針(平成 19 年 11 月 22 日)」、「相模川水系 相模川・中津川河川整備計画(平成 30 年 7 月)」に基づき、本業務を進めるうえで必要となる河川整備計画の河道計画諸元について、次に示す。

表 2.2-1_本事業地（相模川）における河道縦断計画諸元

距離標	15.2k	15.4k	15.6k
計画高水位(T.P.+m)	20.16	20.51	20.86
計画堤防高(T.P.+m)	22.16	22.51	22.86
堤防余裕高(m)	2.0		

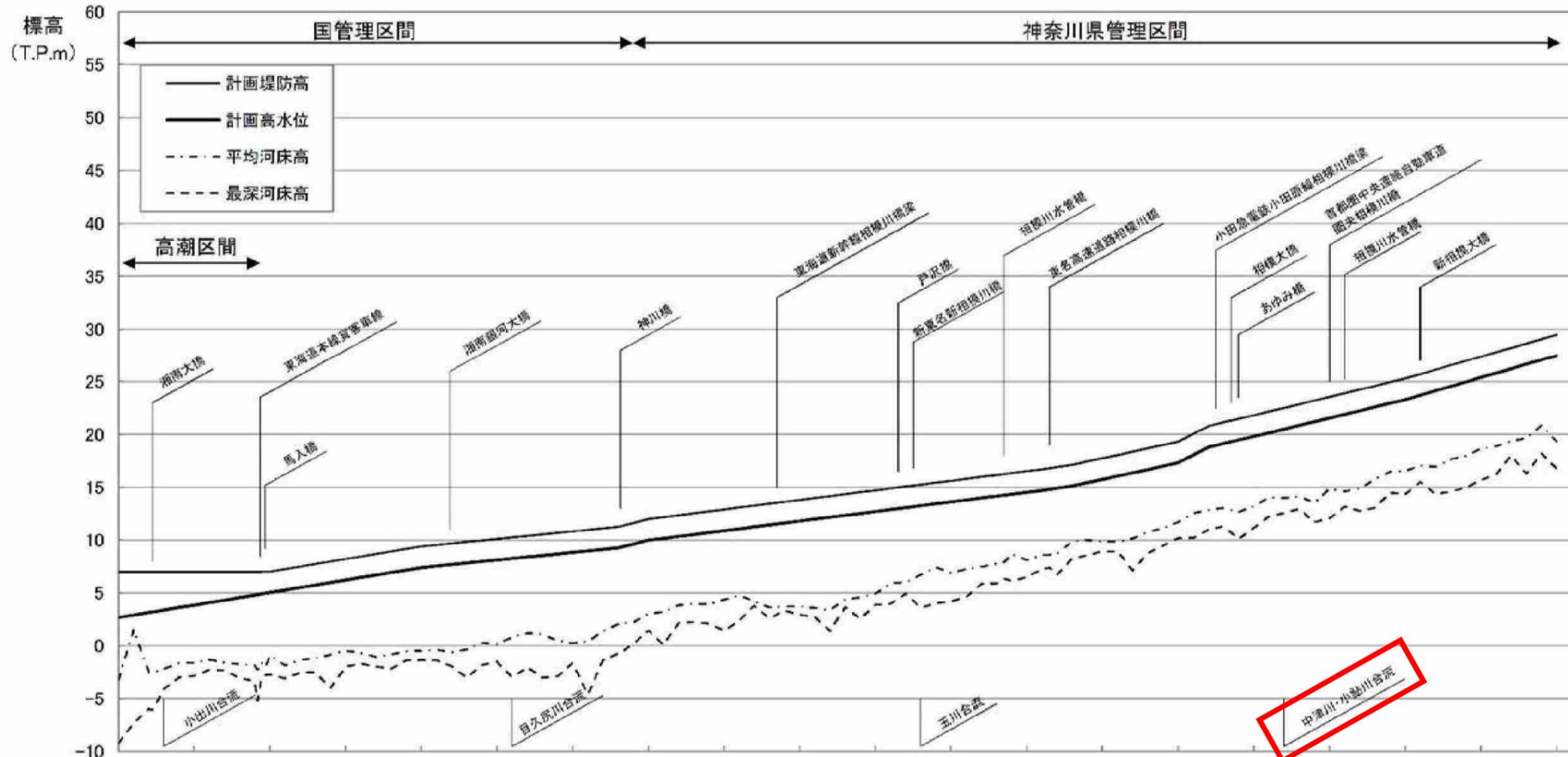
表 2.2-2_本事業地（中津川）における河道縦断計画諸元

距離標	0.0k	0.2k
計画高水位(T.P.+m)	20.90	21.64
計画堤防高(T.P.+m)	22.10	22.84
堤防余裕高(m)	1.2	

表 2.2-3_本事業地（相模川・中津川）における河道横断計画諸元

区間	相模川(6.6k~34.2k)	中津川(0.0k~18.1k)
堤防余裕高(m)	2.0	1.2
堤防天端幅(m)	7.0	4.0
堤防法面勾配(1:〇〇)	1:2.0	1:2.0

相模川 (0.0k~19.0k)



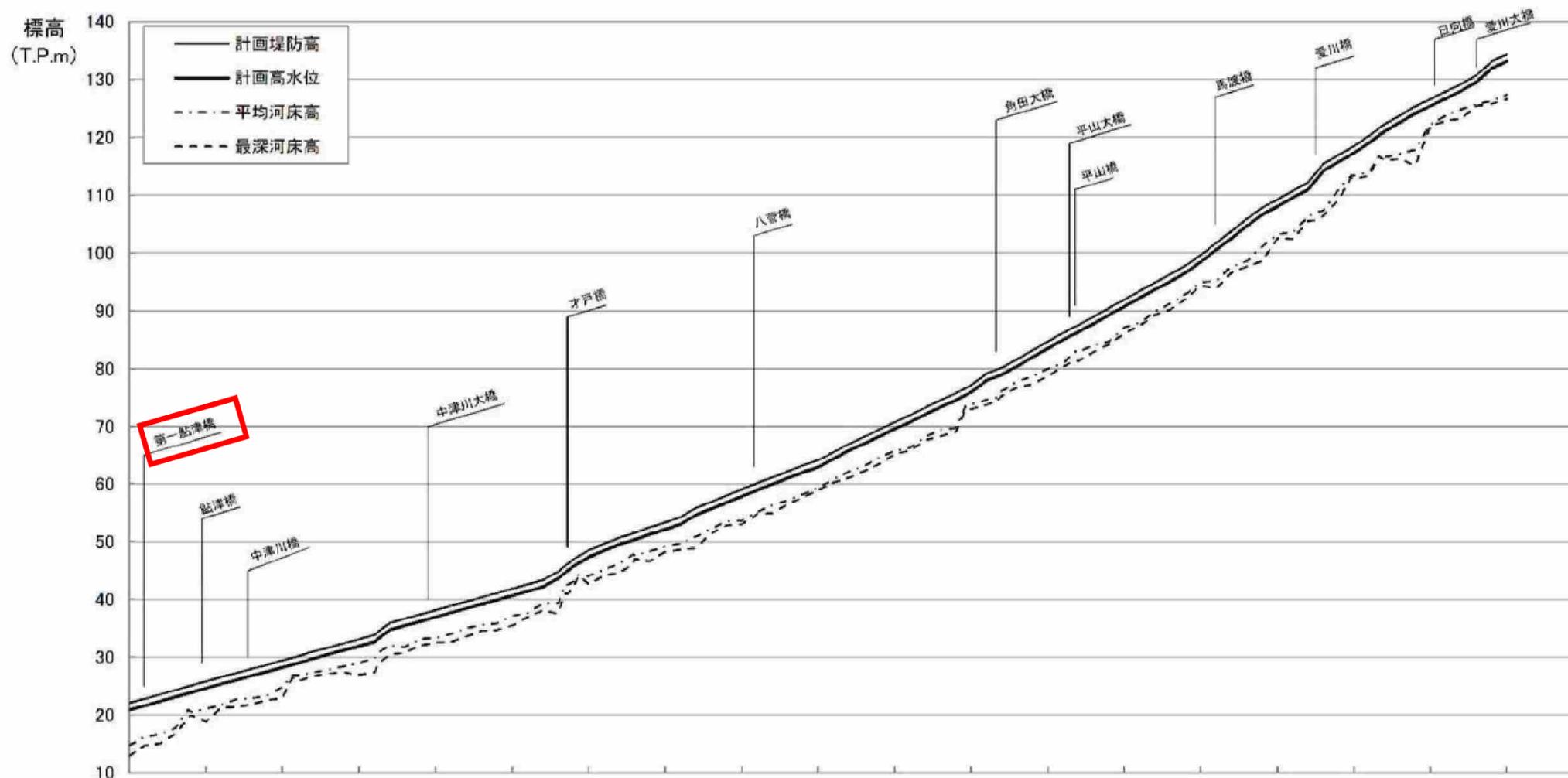
計画高水高 (T.P.m)	68 2.92 3.15 3.39 3.62 3.86 4.10 4.33 4.57 4.80 5.04 5.28 5.51 5.75 5.98 6.22 6.46 6.69 6.93 7.16 7.40 7.54 7.68 7.83 7.98 8.12 8.26 8.41 8.55 8.70 8.84 8.98 9.13 9.27 9.42 9.56 9.70 9.84 9.99 10.13 10.27 10.41 10.55 10.69 10.83 10.97 11.11 11.25 11.39 11.53 11.67 11.81 11.95 12.09 12.23 12.37 12.51 12.65 12.79 12.93 13.07 13.21 13.35 13.49 13.63 13.77 13.91 14.05 14.19 14.33 14.47 14.61 14.75 14.89 15.03 15.17 15.31 15.45 15.59 15.73 15.87 16.01 16.15 16.29 16.43 16.57 16.71 16.85 16.99 17.13 17.27 17.41 17.55 17.69 17.83 17.97 18.11 18.25 18.39 18.53 18.67 18.81 18.95 19.09
計画堤防高 (T.P.m)	7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.00 7.04 7.28 7.51 7.75 7.98 8.22 8.46 8.69 8.93 9.16 9.40 9.54 9.68 9.83 9.98 10.12 10.26 10.41 10.55 10.70 10.84 10.98 11.13 11.27 11.42 11.56 11.70 11.84 11.99 12.13 12.27 12.41 12.55 12.69 12.83 12.97 13.11 13.25 13.39 13.53 13.67 13.81 13.95 14.09 14.23 14.37 14.51 14.65 14.79 14.93 15.07 15.21 15.35 15.49 15.63 15.77 15.91 16.05 16.19 16.33 16.47 16.61 16.75 16.89 17.03 17.17 17.31 17.45 17.59 17.73 17.87 18.01 18.15 18.29 18.43 18.57 18.71 18.85 18.99 19.13
距離標 (k)	0 0.2 0.4 0.6 0.8 1.0 1.2 1.4 1.6 1.8 2.0 2.2 2.4 2.6 2.8 3.0 3.2 3.4 3.6 3.8 4.0 4.2 4.4 4.6 4.8 5.0 5.2 5.4 5.6 5.8 6.0 6.2 6.4 6.6 6.8 7.0 7.2 7.4 7.6 7.8 8.0 8.2 8.4 8.6 8.8 9.0 9.2 9.4 9.6 9.8 10.0 10.2 10.4 10.6 10.8 11.0 11.2 11.4 11.6 11.8 12.0 12.2 12.4 12.6 12.8 13.0 13.2 13.4 13.6 13.8 14.0 14.2 14.4 14.6 14.8 15.0 15.2 15.4 15.6 15.8 16.0 16.2 16.4 16.6 16.8 17.0 17.2 17.4 17.6 17.8 18.0 18.2 18.4 18.6 18.8 19.0

計画諸元表

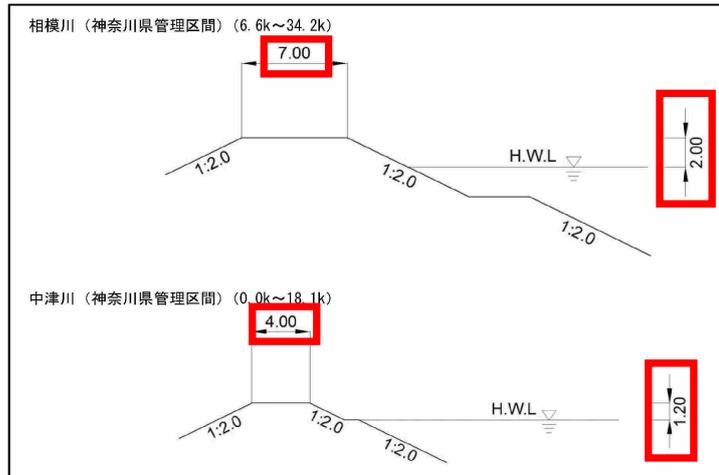
※平均河床高、最深河床高は(国管理区間)平成26年時点を示す。
(神奈川県管理区間)平成23年、24年時点を示す。

出典(一部加筆): 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」

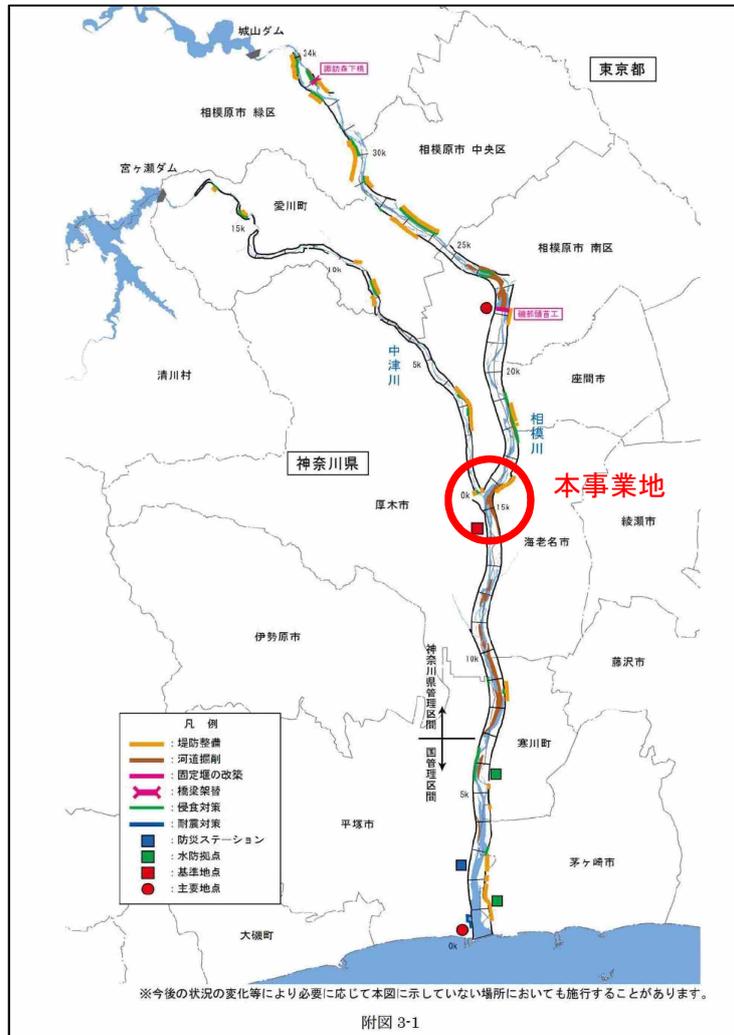
中津川 (0.0k~18.1k) (神奈川県管理区間)



計画高水位 (T.P.m)	20.90	21.64	22.38	23.12	23.86	24.60	25.34	26.08	26.82	27.56	28.30	29.04	29.78	30.52	31.26	32.00	32.74	33.48	34.22	34.96	35.70	36.44	37.18	37.92	38.66	39.40	40.14	40.88	41.62	42.36	43.10	43.84	44.58	45.32	46.06	46.80	47.54	48.28	49.02	49.76	50.50	51.24	51.98	52.72	53.46	54.20	54.94	55.68	56.42	57.16	57.90	58.64	59.38	60.12	60.86	61.60	62.34	63.08	63.82	64.56	65.30	66.04	66.78	67.52	68.26	69.00	69.74	70.48	71.22	71.96	72.70	73.44	74.18	74.92	75.66	76.40	77.14	77.88	78.62	79.36	80.10	80.84	81.58	82.32	83.06	83.80	84.54	85.28	86.02	86.76	87.50	88.24	88.98	89.72	90.46	91.20	91.94	92.68	93.42	94.16	94.90	95.64	96.38	97.12	97.86	98.60	99.34	100.08	100.82	101.56	102.30	103.04	103.78	104.52	105.26	106.00	106.74	107.48	108.22	108.96	109.70	110.44	111.18	111.92	112.66	113.40	114.14	114.88	115.62	116.36	117.10	117.84	118.58	119.32	120.06	120.80	121.54	122.28	123.02	123.76	124.50	125.24	125.98	126.72	127.46	128.20	128.94	129.68	130.42	131.16	131.90	132.64	133.38	134.12	134.86	135.60	136.34	137.08	137.82	138.56	139.30	140.04	140.78	141.52	142.26	143.00	143.74	144.48	145.22	145.96	146.70	147.44	148.18	148.92	149.66	150.40	151.14	151.88	152.62	153.36	154.10	154.84	155.58	156.32	157.06	157.80	158.54	159.28	160.02	160.76	161.50	162.24	162.98	163.72	164.46	165.20	165.94	166.68	167.42	168.16	168.90	169.64	170.38	171.12	171.86	172.60	173.34	174.08	174.82	175.56	176.30	177.04	177.78	178.52	179.26	180.00	180.74	181.48	182.22	182.96	183.70	184.44	185.18	185.92	186.66	187.40	188.14	188.88	189.62	190.36	191.10	191.84	192.58	193.32	194.06	194.80	195.54	196.28	197.02	197.76	198.50	199.24	200.00	200.74	201.48	202.22	202.96	203.70	204.44	205.18	205.92	206.66	207.40	208.14	208.88	209.62	210.36	211.10	211.84	212.58	213.32	214.06	214.80	215.54	216.28	217.02	217.76	218.50	219.24	220.00	220.74	221.48	222.22	222.96	223.70	224.44	225.18	225.92	226.66	227.40	228.14	228.88	229.62	230.36	231.10	231.84	232.58	233.32	234.06	234.80	235.54	236.28	237.02	237.76	238.50	239.24	240.00	240.74	241.48	242.22	242.96	243.70	244.44	245.18	245.92	246.66	247.40	248.14	248.88	249.62	250.36	251.10	251.84	252.58	253.32	254.06	254.80	255.54	256.28	257.02	257.76	258.50	259.24	260.00	260.74	261.48	262.22	262.96	263.70	264.44	265.18	265.92	266.66	267.40	268.14	268.88	269.62	270.36	271.10	271.84	272.58	273.32	274.06	274.80	275.54	276.28	277.02	277.76	278.50	279.24	280.00	280.74	281.48	282.22	282.96	283.70	284.44	285.18	285.92	286.66	287.40	288.14	288.88	289.62	290.36	291.10	291.84	292.58	293.32	294.06	294.80	295.54	296.28	297.02	297.76	298.50	299.24	300.00	300.74	301.48	302.22	302.96	303.70	304.44	305.18	305.92	306.66	307.40	308.14	308.88	309.62	310.36	311.10	311.84	312.58	313.32	314.06	314.80	315.54	316.28	317.02	317.76	318.50	319.24	320.00	320.74	321.48	322.22	322.96	323.70	324.44	325.18	325.92	326.66	327.40	328.14	328.88	329.62	330.36	331.10	331.84	332.58	333.32	334.06	334.80	335.54	336.28	337.02	337.76	338.50	339.24	340.00	340.74	341.48	342.22	342.96	343.70	344.44	345.18	345.92	346.66	347.40	348.14	348.88	349.62	350.36	351.10	351.84	352.58	353.32	354.06	354.80	355.54	356.28	357.02	357.76	358.50	359.24	360.00	360.74	361.48	362.22	362.96	363.70	364.44	365.18	365.92	366.66	367.40	368.14	368.88	369.62	370.36	371.10	371.84	372.58	373.32	374.06	374.80	375.54	376.28	377.02	377.76	378.50	379.24	380.00	380.74	381.48	382.22	382.96	383.70	384.44	385.18	385.92	386.66	387.40	388.14	388.88	389.62	390.36	391.10	391.84	392.58	393.32	394.06	394.80	395.54	396.28	397.02	397.76	398.50	399.24	400.00	400.74	401.48	402.22	402.96	403.70	404.44	405.18	405.92	406.66	407.40	408.14	408.88	409.62	410.36	411.10	411.84	412.58	413.32	414.06	414.80	415.54	416.28	417.02	417.76	418.50	419.24	420.00	420.74	421.48	422.22	422.96	423.70	424.44	425.18	425.92	426.66	427.40	428.14	428.88	429.62	430.36	431.10	431.84	432.58	433.32	434.06	434.80	435.54	436.28	437.02	437.76	438.50	439.24	440.00	440.74	441.48	442.22	442.96	443.70	444.44	445.18	445.92	446.66	447.40	448.14	448.88	449.62	450.36	451.10	451.84	452.58	453.32	454.06	454.80	455.54	456.28	457.02	457.76	458.50	459.24	460.00	460.74	461.48	462.22	462.96	463.70	464.44	465.18	465.92	466.66	467.40	468.14	468.88	469.62	470.36	471.10	471.84	472.58	473.32	474.06	474.80	475.54	476.28	477.02	477.76	478.50	479.24	480.00	480.74	481.48	482.22	482.96	483.70	484.44	485.18	485.92	486.66	487.40	488.14	488.88	489.62	490.36	491.10	491.84	492.58	493.32	494.06	494.80	495.54	496.28	497.02	497.76	498.50	499.24	500.00	500.74	501.48	502.22	502.96	503.70	504.44	505.18	505.92	506.66	507.40	508.14	508.88	509.62	510.36	511.10	511.84	512.58	513.32	514.06	514.80	515.54	516.28	517.02	517.76	518.50	519.24	520.00	520.74	521.48	522.22	522.96	523.70	524.44	525.18	525.92	526.66	527.40	528.14	528.88	529.62	530.36	531.10	531.84	532.58	533.32	534.06	534.80	535.54	536.28	537.02	537.76	538.50	539.24	540.00	540.74	541.48	542.22	542.96	543.70	544.44	545.18	545.92	546.66	547.40	548.14	548.88	549.62	550.36	551.10	551.84	552.58	553.32	554.06	554.80	555.54	556.28	557.02	557.76	558.50	559.24	560.00	560.74	561.48	562.22	562.96	563.70	564.44	565.18	565.92	566.66	567.40	568.14	568.88	569.62	570.36	571.10	571.84	572.58	573.32	574.06	574.80	575.54	576.28	577.02	577.76	578.50	579.24	580.00	580.74	581.48	582.22	582.96	583.70	584.44	585.18	585.92	586.66	587.40	588.14	588.88	589.62	590.36	591.10	591.84	592.58	593.32	594.06	594.80	595.54	596.28	597.02	597.76	598.50	599.24	600.00	600.74	601.48	602.22	602.96	603.70	604.44	605.18	605.92	606.66	607.40	608.14	608.88	609.62	610.36	611.10	611.84	612.58	613.32	614.06	614.80	615.54	616.28	617.02	617.76	618.50	619.24	620.00	620.74	621.48	622.22	622.96	623.70	624.44	625.18	625.92	626.66	627.40	628.14	628.88	629.62	630.36	631.10	631.84	632.58	633.32	634.06	634.80	635.54	636.28	637.02	637.76	638.50	639.24	640.00	640.74	641.48	642.22	642.96	643.70	644.44	645.18	645.92	646.66	647.40	648.14	648.88	649.62	650.36	651.10	651.84	652.58	653.32	654.06	654.80	655.54	656.28	657.02	657.76	658.50	659.24	660.00	660.74	661.48	662.22	662.96	663.70	664.44	665.18	665.92	666.66	667.40	668.14	668.88	669.62	670.36	671.10	671.84	672.58	673.32	674.06	674.80	675.54	676.28	677.02	677.76	678.50	679.24	680.00	680.74	681.48	682.22	682.96	683.70	684.44	685.18	685.92	686.66	687.40	688.14	688.88	689.62	690.36	691.10	691.84	692.58	693.32	694.06	694.80	695.54	696.28	697.02	697.76	698.50	699.24	700.00	700.74	701.48	702.22	702.96	703.70	704.44	705.18	705.92	706.66	707.40	708.14	708.88	709.62	710.36	711.10	711.84	712.58	713.32	714.06	714.80	715.54	716.28	717.02	717.76	718.50	719.24	720.00	720.74	721.48	722.22	722.96	723.70	724.44	725.18	725.92	726.66	727.40	728.14	728.88	729.62	730.36	731.10	731.84	732.58	733.32	734.06	734.80	735.54	736.28	737.02	737.76	738.50	739.24	740.00	740.74	741.48	742.22	742.96	743.70	744.44	745.18	745.92	746.66	747.40	748.14	748.88	749.62	750.36	751.10	751.84	752.58	753.32	754.06	754.80	755.54	756.28	757.02	757.76	758.50	759.24	760.00	760.74	761.48	762.22	762.96	763.70	764.44	765.18	765.92	766.66	767.40	768.14	768.88	769.62	770.36	771.10	771.84	772.58	773.32	774.06	774.80	775.54	776.28	777.02	777.76	778.50	779.24	780.00	780.74	781.48	782.22	782.96	783.70	784.44	785.18	785.92	786.66	787.40	788.14	788.88	789.62	790.36	791.10	791.84	792.58	793.32	794.06	794.80	795.54	796.28	797.02	797.76	798.50	799.24	800.00	800.74	801.48	802.22	802.96	803.70	804.44	805.18	805.92	806.66	807.40	808.14	808.88	809.62	810.36	811.10	811.84	812.58	813.32	814.06	814.80	815.54	816.28	817.02	817.76	818.50	819.24	820.00	820.74	821.48	822.22	822.96	823.70	824.44	825.18	825.92	826.66	827.40	828.14	828.88	829.62	830.36	831.10	831.84	832.58	833.32	834.06	834.80	835.54	836.28	837.02	837.76	838.50	839.24	840.00	84
------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----



出典_(一部加筆)：「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」



出典_(一部加筆)：「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」

(1) 河川法令

相模川においては、「相模川水系 相模川・中津川河川整備計画(平成30年7月)」が策定されており、本事業地は、相模川距離標 15.2k~15.6k 付近右岸(中津川合流点)に位置するため、神奈川県管理区間となっている。

なお、河川整備計画における本事業地の当面の河川整備については、特に記述されていないが、本事業地对岸(左岸)に河道掘削計画があるほか、中津川距離標 0k 付近に堤防整備計画がある。

1) 制約の概要

河川法において河川は、災害の防止、適正利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理する必要があるため、工作物の設置を原則として認め
ていない。

また、河川は公共用物として位置付けられており、本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるため、その占有は原則として認められていない。

2) 河川法の目的

河川法の目的は、災害の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が総合的に管理されることで、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することとなっている。

【河川法第一条】

この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

3) 河川管理の原則等

河川は、公共用物であること、また、河川の流水は私権の目的となることができないとなっている。

【河川法第二条】

河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

4) 河川区域

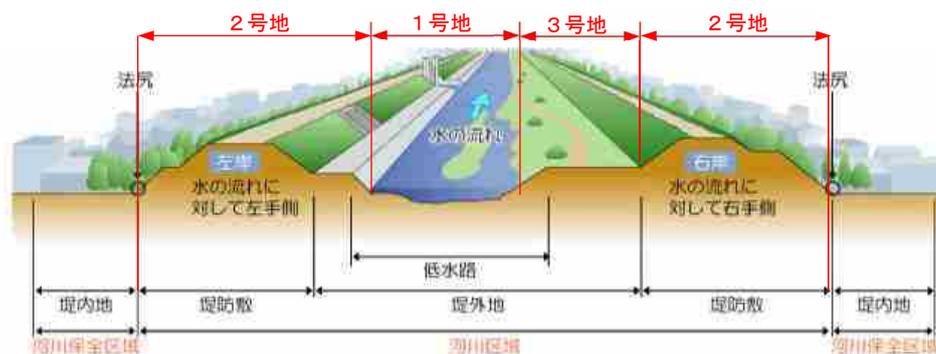
河川区域は、流水が継続して存する土地（1号地）、河川管理施設の敷地である土地（2号地）、堤外の土地（1号地と一体で管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した土地（3号地））に分類される。

なお、本事業地は、全域が河川区域であり堤防部が2号地、それ以外が1号地となっている（河川管理者である神奈川県確認により3号地は無い）。このため、現況で湧筋部より一段高くなっている箇所（市営野球場や市営プール、市営テニスコートが設置されている位置）は、仮に洪水時により現況地形が改変される事態が生じた場合であっても、堤防等の河川管理施設に影響が無い限りは、河川管理者は原状復旧する必要が無いため、利活用上計画を行う上ではこの点に十分留意する必要がある。

【河川法第六条（抜粋）】

この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域



出典_(一部加筆)：国土交通省 HP（河川用語集）

5) 河川管理施設等の構造の基準

河川区域内に設置可能な工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造としなければならない、政令で定める技術的基準によるものとなっている。

なお、技術基準は、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等であるが、一般的な河川工作物の構造物に対しての技術基準となっているため、レクリエーション施設やアクティビティ施設等に対しての適用は定められていない。このため、レクリエーション施設やアクティビティ施設等の設置については、これらの基準を準用しかつ、洪水流等の安全な流下など治水上支障がないことを技術的に証明する必要があるため、河川管理施設や一般的な河川工作物以外の工作物を永久工作物として整備することは難しい状況となっている。

【河川法第十三条】

河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

- 2 河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

6) 流水の占用の許可

河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

本事業地では、既存市営プールに使用する水を河川管理者より、河川法第二十三条流水占用許可を受けて取水利用している。

なお、流水の占用の許可の新規取得は、流域全体の利水計画との調整が必要であるため、慣行水利の許可水利移行を除き、全国的に認められる例がほとんどない。

【河川法第二十三条（抜粋）】

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

7) 土地の占用の許可

河川区域内の土地を占用しようとする場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

本事業地における、市営野球場、市営テニスコート、市営プール等の既存施設では、河川管理者より河川法第二十四条の土地の占用許可を受けている。

なお、今後の利活用計画において本事業地を利活用しようとする場合は、河川管理者より同許可を受ける必要があり、河川法第六条で整理したリスクなどを十分踏まえた占用計画が求められる。

【河川法第二十四条】

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

8) 工作物の新築等の許可

河川区域内に工作物を設置しようとする場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

本事業地における、市営野球場、市営テニスコート、市営プール等の既存施設では、河川管理者より河川法第二十六条工作物の新築等の許可を受けている。

なお、今後の利活用計画において本事業地に工作物を設置しようとする場合は、河川管理者より同許可を受ける必要があり、河川法第十三条で整理した基準の準拠及び洪水流等の安全な流下など治水上支障がないことを技術的に証明する必要が求められるため、仮設構造物としての設置も候補に含めた検討が現実的であると考えられる。

【河川法第二十六条（抜粋）】

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

9) 土地の掘削等の許可

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土や切土等の土地の形状を変更する行為や竹木の栽植もしくは伐採をしようとする場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

本事業地で開催される「あつぎ鮎まつり」の鮎のつかみ取りでは、小鮎川の河道を一部掘削により改変し、つかみ取り場を設置しているため、河川管理者より河川法第二十七条土地の掘削等の許可を受けている。

なお、今後の利活用計画において本事業地で土地の掘削等を実施する場合は、河川管理者より同許可を受ける必要があり、河川法第十三条で整理した基準の準拠及び洪水流等の安

全な流下など治水上支障がないことを技術的に証明する必要が求められるとともに、現況の堤防等の河川管理施設への影響が無い範囲・規模での掘削とする必要がある。

【河川法第二十七条（抜粋）】

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

10) 許可工作物の使用制限

河川法第二十六条第一項の許可を受けて工作物を新築または改築した場合においては、当該工事について河川管理者の完了検査を受け、合格した後でなければ当該工作物を使用してはならないこととなっている。

本事業地においても、今後の整備で河川法第二十六条第一項の許可を受けた工作物を新築または改築する場合が想定されるが、河川管理者の完了検査を考慮した施設の供用開始時期を計画する必要がある。

【河川法第三十条（抜粋）】

第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

11) 原状回復命令等

河川法第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置した場合においては、工作物の用途廃止時に河川管理者に速やかに届け出なければならないこととなっている。

また、河川管理者は、河川管理上必要があると認めるときは、工作物を除去し、河川を原状に回復させる等の必要な措置を命ずることができるとなっている。

本事業地においても、今後の整備で河川法第二十六条第一項の許可を受けた工作物の機能を廃止する場合も想定されるが、機能廃止時の届出や工作物の除去、河川の原状回復について考慮した施設整備とする必要がある。

【河川法第三十一条（抜粋）】

第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

- 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(2) 河川敷地の占用許可制度

「(1) 河川法令」で整理したとおり、河川区域の土地を利活用しようとする場合においては、河川法第二十四条の土地の占用許可が必要であり、「河川敷地占用許可準則」(事務次官通達)により審査した上で河川管理者が許可を行うこととなっている。

1) 河川敷地占用許可準則の変遷

「河川敷地占用許可準則」は、昭和40年に策定され、社会ニーズに対応するため順次改正されている。

次に変遷の概要を示す。

● 「河川敷地占用許可準則」の変遷概要

・ 昭和40年制定（昭和40年12月23日付 建設事務次官通達）

⇒新河川法施行（昭和39年制定、昭和40年施行）によるもの。

⇒河川敷地の占用許可に当たっては、公園、広場、運動場等について優先的に行い、広く国民一般の利用を図る。

⇒原則として河川敷地の占有は認めるべきではないが、社会経済上必要やむを得ず許可する場合には、治水上又は利水上支障を生じない場合等の要件を満たすことが必要。

・ 昭和58年一部改正（昭和58年12月1日付 建設事務次官通達）

⇒昭和56年12月の河川審議会答申「河川環境管理のあり方について」において、「緑ある河川空間を確保し、その適正な利用を図るため、遊水池並びに湖沼及びダム貯水池周辺の河川敷地に関する占用許可の基準、河川敷地等における植樹基準等を含めて河川敷地占用許可準則を見直すこと」の要請によるもの。

⇒中小河川並びに遊水池及び湖沼・ダム貯水池に係る占用については、堤防法尻からの保安距離を5mに緩和。

⇒「ただし書」により、河川管理上支障がないよう樹種及び栽植位置の選定等が行われた場合には、1mを超える植物の栽植を認めた。

⇒転倒式の構造の工作物を認めた。

・ 平成6年全面改正（平成6年10月17日付 建設事務次官通達）

- ⇒社会経済の変化と準則施行後 29 年間に蓄積された実務経験を踏まえ全面改正実施
- ⇒準則の対象とする占有許可は、工作物の新築又は改築を伴うもの（同法第 26 条）を含むものとした。
- ⇒多人数が利用する大規模施設であって、その利用機会が国民に等しく開かれているもののうち、公共空間である河川利用のあり方に適合するものについては占有を許可することができるものとした。
- ⇒例示する施設（一 公園、緑地又は広場 ニ 運動場……）について、国、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者又は営利を目的としない者（公的主体等）の申請に対して、占有を許可することができることとした。
- ⇒例示する施設（一 道路又は鉄道のための橋梁又はトンネル、……）について、公的主体等又は事業活動のため河川を利用することが必要やむを得ない者に対して占有許可することができることとした。
- ⇒占有許可の期間について、公園、緑地、運動場その他これらに類する施設又は工作物は、10 年以内、その他は、5 年以内となった。
- ・平成 11 年 全面改正（平成 11 年 8 月 5 日付け 建設事務次官通達）
 - ⇒平成 8 年 6 月の河川審議会答申などによるもの。
 - ⇒占有許可にあたり、河川管理者が地元市町村等の意見を聴取する制度を創設
 - ⇒占有許可を受けることができる者を明確にするとともに、「市街地開発事業を行う者」と「河川マリーナの整備を行う者」等を追加
 - ⇒占有許可の対象となる施設に、「堤防の天端若しくは裏小段又は地下に設置する道路」、「遊歩道等の親水施設」、「鉄道駅が設置される鉄道橋梁」等を追加
 - ⇒占有施設の位置、構造等について画一的な基準を廃止し、治水上支障を生じないことについての基本的な性能基準を示すことにより、個々の河川の形状等の特性を踏まえ、実態に即した運用を図ることとなった。
 - ⇒地元市町村が占有許可後に河川敷地の具体的利用方法を決定することができる「包括占有許可制度」を創設
 - ⇒一般公衆のパブリックアクセスのための通路、占有施設相互間の連絡歩道や便所、ベンチ等の確保
 - ⇒占有許可後の履行状況の確認と許可条件違反に対する是正措置の指示、監督処分等の実施の明確化
 - ⇒占有の継続について改めて内容の審査をし、必要に応じて期間の短縮、不許可処分の実施
- ・平成 17 年 一部改正（平成 17 年 3 月 28 日付 国土交通事務次官通達）
 - ⇒包括占有許可対象者の拡大
 - ⇒（河川空間のオープン化の社会実験実施）
- ・平成 23 年 一部改正（平成 23 年 3 月 8 日付 国土交通事務次官通達）

⇒河川空間のオープン化実施（民間事業者等の営業活動を許可）

- ・平成 28 年 一部改正（平成 28 年 5 月 30 日付 国土交通事務次官通達）

⇒民間事業者等を都市・地域再生等占用主体に定めた場合における民間事業者等の占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長

改正の概要	
昭和40年 12月23日	原則、占用は認めない ※許可は公共性の高い施設（公園、運動場等）に限定
昭和58年 12月 1日	技術的な基準の緩和
平成 6年 10月17日	面的占用に加えて、「工作物占用が可能な施設」の例示 （橋梁、工場排水施設、船舶係留施設）
平成11年 8月 5日	包括占用制度の創設 許可時の地元市町村の意見聴取 占用主体及び占用施設を分類化
平成17年 3月28日	オープン化の社会実験
平成23年 3月 8日	オープン化を正式導入

社会ニーズに合わせて徐々に占用の範囲を拡大

出典_国土交通省資料

2) 河川占用の基本的な方針

河川占用の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・方針1：治水上又は利水上の支障が生じないものであること

⇒工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。

- ・方針2：他の者の河川の利用を著しく妨げないものであること

⇒河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

⇒必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていないといけない。

- ・方針3：河川整備計画等に沿ったものであること

⇒河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合は、当該計画に沿ったものでなければならない。

⇒本事業地において、保全すべきこととされている河川敷地については、当然保全の趣旨

に反する占用の許可はできない。

・ **方針 4：土地利用状況、景観及び環境と調和したものであること**

⇒河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

また、河川敷地は、基本的にその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いたうえで河川管理者が判断する必要があるとされている。

3) 占用主体

河川占用を受けることができる者は、次に掲げるものである。

- ・ 占用主体 1：国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- ・ 占用主体 2：独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- ・ 占用主体 3：鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- ・ 占用主体 4：水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- ・ 占用主体 5：都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設整備を行う者
- ・ 占用主体 6：河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

ただし、占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好団体等も、それぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとされている。

4) 占用施設

占用施設は、次に示す施設である。

・**占用施設 1**：次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

- イ 公園、緑地又は広場
- ロ 運動場等のスポーツ施設
- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路

・**占用施設 2**：次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
- ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
- ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設、その他これらに類する施設

・**占用施設 3**：次のイからロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

- イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
- ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防止活動のために必要な施設

・**占用施設 4**：次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設

- イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
- ニ 売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る)
- ホ 防犯灯

・**占用施設 5**：次のイからハまでに掲げる施設その他河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 河川教育・学習施設
- ロ 自然観察施設
- ハ 河川維持用具等倉庫

・占用施設 6 : 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- ハ 荷揚場（通路を含む）
- ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

・占用施設 7 : 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

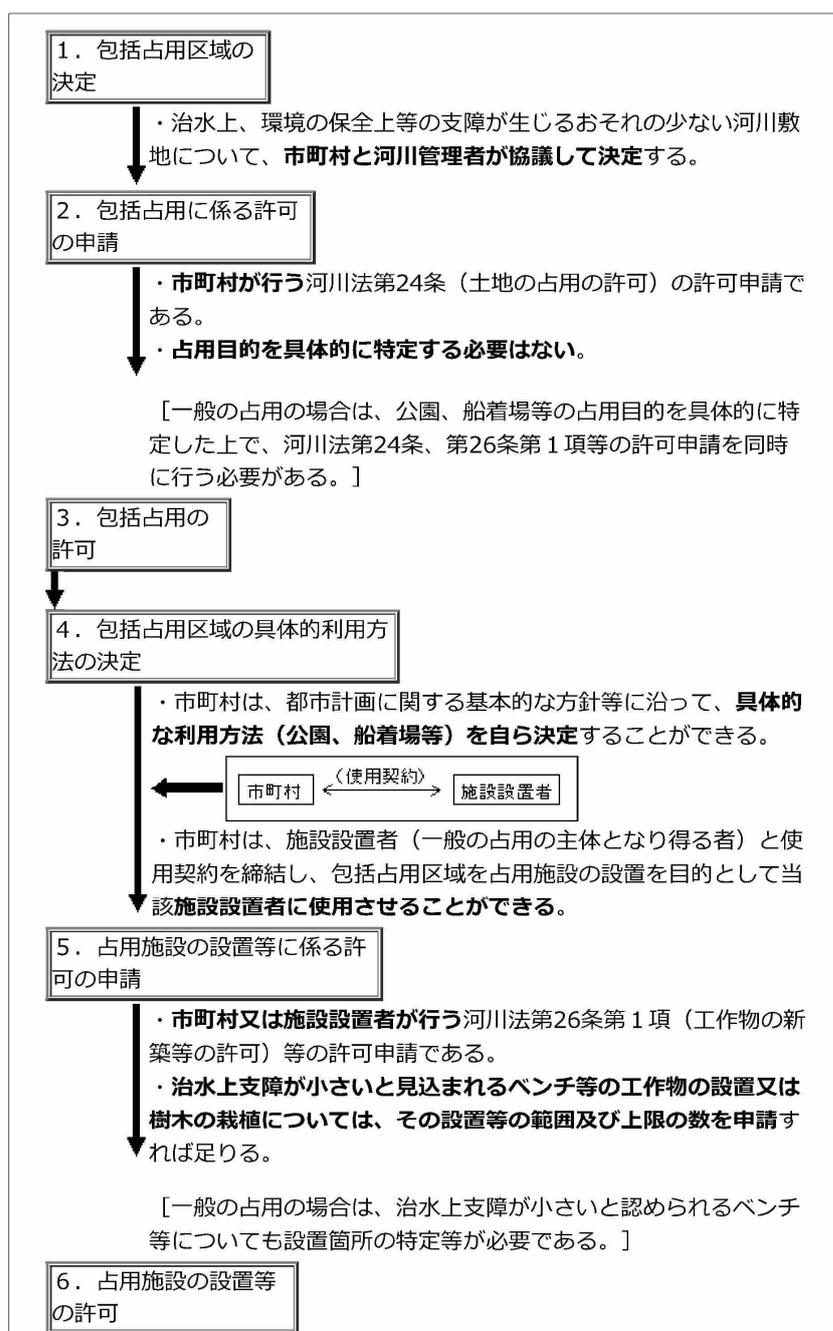
- イ 通路又は階段
- ロ いけす
- ハ 採草放牧地
- ニ 事業所等からの排水のための施設

・占用施設 8 : 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ グライダー練習場
- ロ ラジコン飛行機滑空場

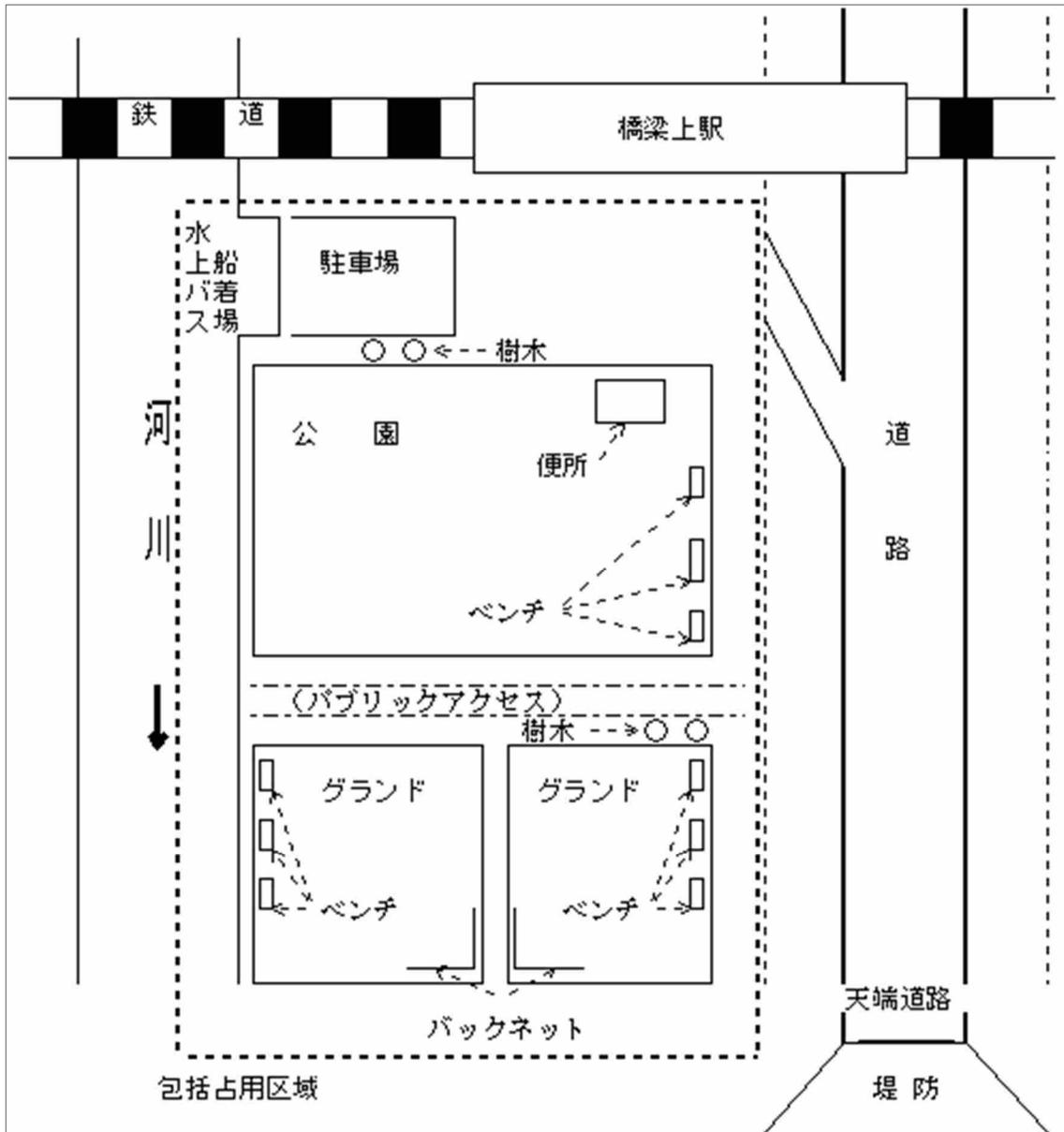
5) 包括占有の特例

河川占有者が市町村の場合に、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地において「4) 占有施設」に示す占有施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占有の許可後に当該市町村が決定できる制度である。



出典 国土交通省資料

https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/9907_12/990804b.html

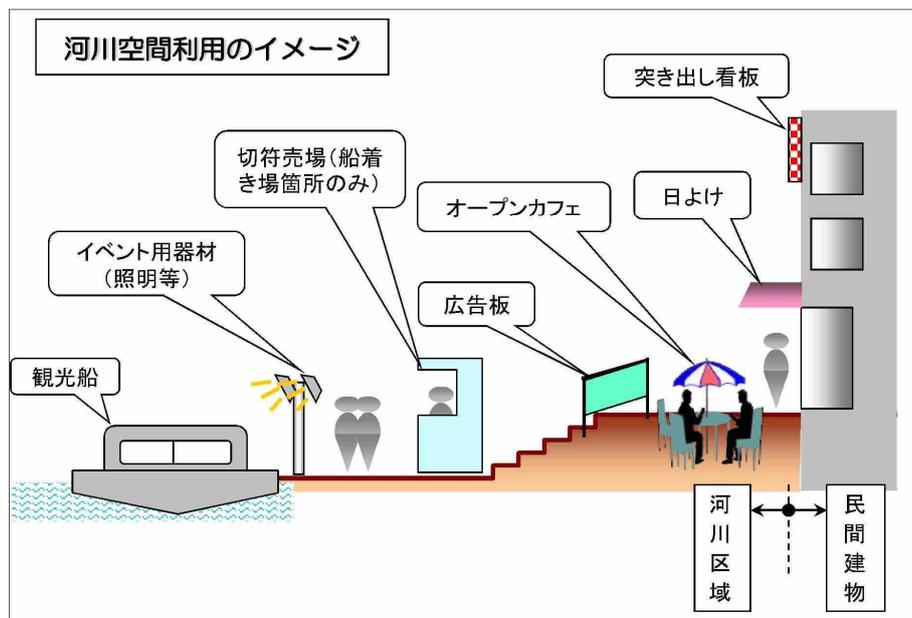


出典：国土交通省資料

https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/9907_12/990804b.html

6) 占用許可準則の緩和

「都市・地域再生等利用区域の指定（以下、河川空間のオープン化という。）」により、公的主体の他に、営業活動を行う事業者等も占用主体となることのできる他、オープンカフェやバーベキュー場等の営業活動を行う施設も特例として認められている。



出典_国土交通省資料

https://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000301.html

2.2.4 利活用状況と既存施設の把握

本事業地では、複数の河川占用許可の下に、厚木市のスポーツ施設（市営野球場、市営テニスコート、市営プール）として供用されている他、地元イベントの会場としても利用されるなど、地域の活動の場として機能している。

なお、厚木市スポーツ施設のうち、市営野球場と市営プールについては、厚木市のスポーツ施設整備計画により他施設への機能移転による統合が計画されている。

また、市営テニスコートについては、本事業地内に移設する計画がある。

(1) 現況施設機能

本事業地における現況施設の機能及び施設概要一覧について次に示す。

表 2.2-4_現況施設の機能及び施設概要一覧

施設名	機能	規模	その他
市営野球場	・スポーツ、レクリエーション	約 9,500 m ²	・施設統合予定
市営テニスコート		約 2,200 m ²	・施設移設予定
市営プール		約 1,900 m ²	・施設統合予定 ※ポンプ設備については、流用予定
青少年広場		約 6,900 m ²	—
管理事務所	・管理	約 200 m ²	・改築のうえ引続き管理事務所として使用予定
防災倉庫	・防災	コンテナ 6 基 約 80 m ²	・既存施設をそのまま存置し活用予定
元町児童遊園	・児童向け遊び場	約 470 m ²	・都市公園法の対象外施設 ・本事業により機能廃止予定
四阿	・休憩	1 基 (約 22 m ²)	・既存施設をそのまま存置し活用予定
上水道設備	・インフラ	詳細不明	・堤防乗り越し管により厚木市上水道より給水
下水道設備		詳細不明 マンホールポンプの設置あり	・堤防乗り越し管により厚木市下水道に排水

留意事項：面積は、現況の利活用や現地状況を基に現況地形図の地物線を考慮し算出した面積であるため、河川占用の申請及び許認可面積と面積値は異なる。

(2) 現況施設の利用状況

本事業地における利用状況を把握するため、厚木市の入込観光客数とスポーツ施設の利用者数次に示す。

厚木市の入込観光客数は、年間 300 万人程度で推移しており、あつぎ鮎まつりの入込客数は、7 万人程度で推移している。また、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症流行による入込客数の減少が見られる。

既存スポーツ施設の利用については、テニスコートと青少年広場の利用が多くなっている。

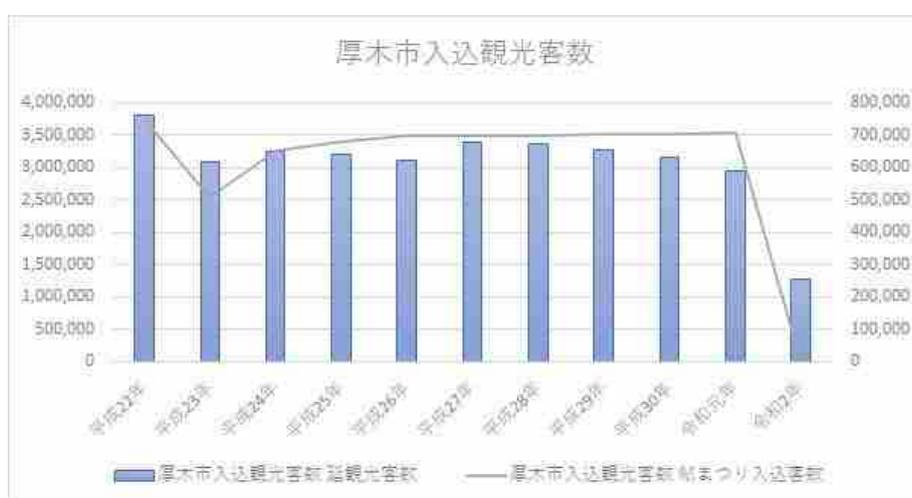


図 2.2-2_厚木市入込観光客数と鮎まつり入込客数

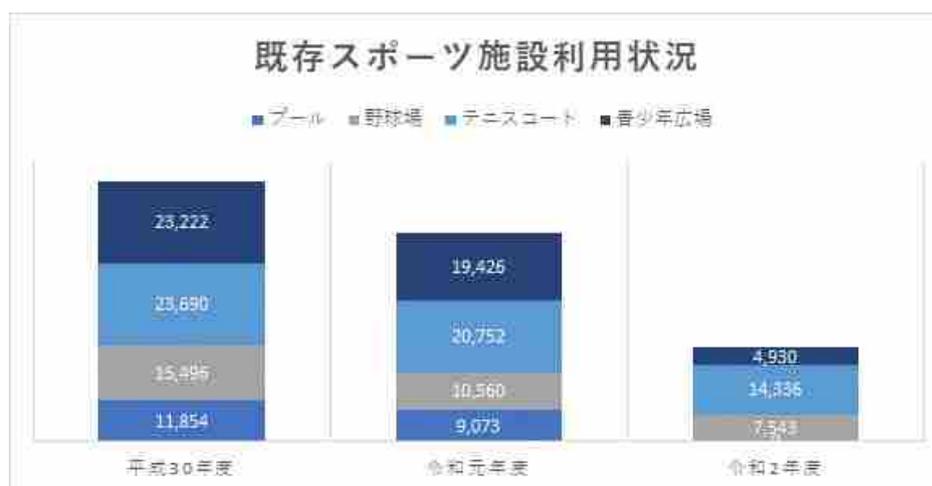


図 2.2-3_既存スポーツ施設の利用状況

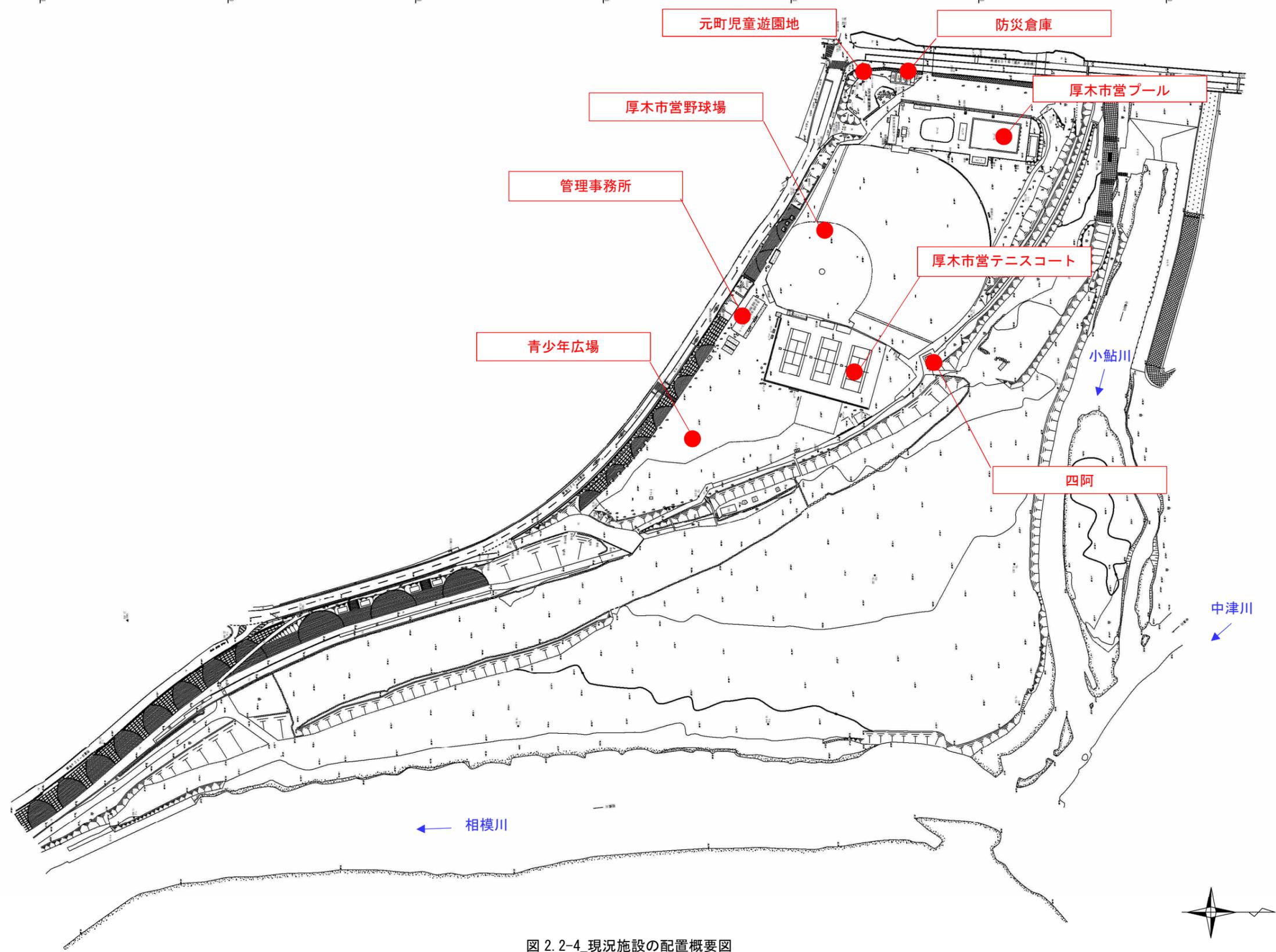


図 2.2-4_現況施設の配置概要図

(3) 河川占用の状況

現況施設は、河川区域に存在しているため、河川法に基づく河川占用許可を受けた施設となっている。河川占用許可の状況について、次に整理一覧を示す（令和4年3月1日時点）。

なお、厚木市スポーツ施設のうち、市営野球場と市営プールについては、厚木市のスポーツ施設整備計画により他施設への機能移転による統合が計画されており、市営テニスコートについては、本事業地内に移設する計画がある。

表 2.2-5_現況施設の機能及び施設概要一覧

施設名	河川占用面積（㎡）		
	小鮎川	相模川	計
野球場・テニスコート	2,631	11,951.19	14,582.19
青少年広場	0	5389.54	5389.54
計	2631	17,340.73	19,971.73

また、河川占用面積は、平成28年3月30日許可時点（神奈川県指令厚土第212067号）に記載された面積が正しい値となっている。

神奈川県指令厚土第212067号

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常良

平成28年 2月21日付けで申請のありましたことについては、河川法（昭和39年法律第167号）の次の規定に基づき許可します。ただし、同法第90条第1項の規定に基づき別記の条件を付します。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

根拠規定 河川法第24条

平成28年 3月30日

神奈川県厚木土木事務所長 上前 行男



目的	厚木市営厚木野球場、厚木市営厚木テニスコート及び厚木青少年広場		
工事実施方法			
占用期間	平成28年 4月 1日 から 平成33年 3月31日 まで 1826 日間		
占用面積	20,171.93 m ²		
河川名	一級河川相模川 神奈川県厚木市厚木2348番地先ほか	左右岸区分： 右岸	
工作物の名称・行為内容 規 模	数 量		
	河川区域内 (官地のみ)	河川保全区域内 単 価	
運動場 (さら地)	17,125.48 m ²	0 m ²	
野球場外 (内小鮎川分2631m ²)	14,582.19 m ²	110円	
フェンス	151.7 m	0 m	
ネットフェンス (H=1.0m, 内小鮎川分45m)	103 m	670円	
その他工作物	5 m	0 m	
両開門扉 (H=1.8m)	5 m	0円	
その他工作物	31.8 m ²	0 m ²	
スタンド (10.6m×3.0m)	31.8 m ²	510円	
その他工作物	21 m	0 m	
バックネット 1基	21 m	0円	
工作物の構造又は能力 申請書添付図面のとおり			

※他は別紙のとおり

土地占用料 神奈川県流水占用料等徴収条例第3条の規定に基づき免除する。	
--	--

201602218067

資料_河川占用許可書

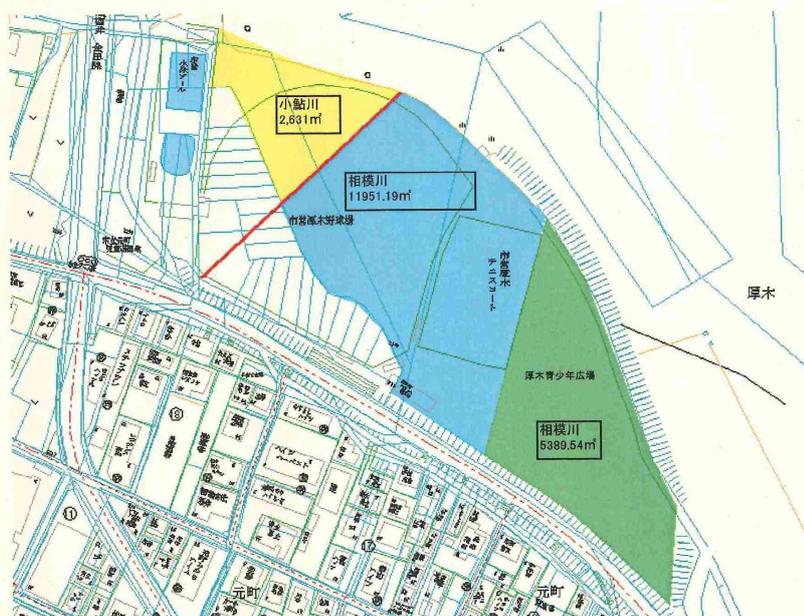
工作物の名称・行為内容 規 模	数 量	
	河川区域内 (官地のみ)	河川保全区域内 単 価
その他工作物 浸透柵 3基	2.21 m ²	0 m ²
	2.21 m ²	510円
その他工作物 U字溝	21 m	0 m
	21 m	0円
その他工作物 浸透管	1 m	0 m
	1 m	0円
その他工作物 防球ネット (H=5.0m)	68.3 m	0 m
	68.3 m	0円
その他工作物 スポーツU字溝 (87.4m×0.36m)	31.46 m ²	0 m ²
	31.46 m ²	510円
その他工作物 地先境界ブロック (97.8m×0.15m)	14.67 m ²	0 m ²
	14.67 m ²	510円
その他工作物 日除けシェルター (7.2m×1.8m×2箇所)	25.92 m ²	0 m ²
	25.92 m ²	510円
その他工作物 メッシュフェンス (脱着式) (190.7m×0.5m)	95.35 m ²	0 m ²
	95.35 m ²	510円
その他工作物 テニスコート面透水性アスコン T=5cm	2.117 m ²	0 m ²
	2.117 m ²	510円
その他工作物 テニスコート面砂入り人口芝 T=1.9cm	2.119 m ²	0 m ²
	2.119 m ²	510円
その他工作物 ネットポスト 6基	0.03 m ²	0 m ²
	0.03 m ²	510円
その他工作物 ネットポストケーシング 6箇所	0.04 m ²	0 m ²
	0.04 m ²	510円
その他工作物 ネットポスト基礎 6箇所	2.16 m ²	0 m ²
	2.16 m ²	510円
その他工作物 センターガイド 3箇所	0.01 m ²	0 m ²
	0.01 m ²	510円
その他工作物 センターガイド基礎 3箇所	0.19 m ²	0 m ²
	0.19 m ²	510円
運動場 (さら地) 青少年広場	5,389.54 m ²	0 m ²
	5,389.54 m ²	110円
その他建築物 管理事務所 (軽量鉄骨プレハブ造り・平屋建て)	155.52 m ²	0 m ²
	155.52 m ²	510円
その他工作物 土間コンクリート	37.37 m ²	0 m ²
	37.37 m ²	510円
線類 (上空) 電線 (外径10.05mm, L=46m, 外径5mm, L=1m)	47 m	0 m
	47 m	15円
その他工作物 積算計盤 1台 (0.5m×0.2m)	0.1 m ²	0 m ²
	0.1 m ²	510円
その他工作物 ソーラー時計 (基礎1.1m×1.1m, 時計3台, ボールH=4.4m)	1.21 m ²	0 m ²
	1.21 m ²	510円
その他工作物 外部放送設備 (基礎φ0.7m, スピーカー1個, 鋼管柱H=6.3m)	1.54 m ²	0 m ²
	1.54 m ²	510円
水道管 (外径0.07m未満の埋設管) 給水管 (20A66.1m, 25A2.4m, 40A30.7m)	99.2 m	0 m
	99.2 m	62円

資料_河川占用許可書

工作物の名称・行為内容 規 模	数 量	
	河川区域内 (官地のみ)	河川保全区域内 単 価
その他工作物 防護コンクリート(給水管補強0.35m×(99.2m+11m))	38.6 m ²	0 m ²
	38.6 m ²	510円
水道管(外径0.07m未満の埋設管) 給水管(50A14.5m, 11m)	25.5 m	0 m
	25.5 m	62円
その他管類(外径0.15~0.2m未満の埋設管) さや管(150A 50A給水管補強 幅0.17m)	14.5 m	0 m
	14.5 m	180円
その他工作物 空調機 2基(1m×0.42m 1基, 0.9m×0.4m 1基)	0.8 m ²	0 m ²
	0.8 m ²	510円
下水道管(外径0.07m未満の埋設管) 排水管(50A1.9m, 75A0.4m)	2.3 m	0 m
	2.3 m	62円
下水道管(外径0.1~0.15m未満の埋設管) 排水管(100A4.1m)	4.1 m	0 m
	4.1 m	130円
下水道管(外径0.15~0.2m未満の埋設管) 排水管(150A41.1m)	41.1 m	0 m
	41.1 m	180円
下水道管(外径0.07m未満の埋設管) 排水管(65A24m)	24 m	0 m
	24 m	62円
その他工作物 防護コンクリート(排水管補強0.4m×7.5m, 0.35m×16.5m)	8.8 m ²	0 m ²
	8.8 m ²	510円
下水道管(外径0.07m未満の埋設管) 排水管(65A14.5m)	14.5 m	0 m
	14.5 m	62円
その他管類(外径0.1~0.15m未満の埋設管) さや管(100A 65A排水管補強 幅0.11m)	14.5 m	0 m
	14.5 m	130円
その他工作物 塩ビ柵(φ200 12個, 0.11m×0.11m×3.14×12)	0.5 m ²	0 m ²
	0.5 m ²	510円
その他工作物 排水ポンプアップ槽(φ900) 1基	0.9 m ²	0 m ²
	0.9 m ²	510円
その他工作物 ポンプ制御盤(0.68m×0.44m) 1基	0.3 m ²	0 m ²
	0.3 m ²	510円
倉庫 コンテナ倉庫(アルミ製)6.64×2.4m 1棟, 5.58m×2.4m 2棟	42.72 m ²	0 m ²
	42.72 m ²	510円
階段 階段兼観客席	200.2 m ²	0 m ²
	200.2 m ²	510円
フェンス ネットフェンス	48 m	0 m
	48 m	670円
その他の柱類 支柱	8 本	0 本
	8 本	150円
水道管(外径0.07m未満の埋設管) 給水管(H1VP φ25) (H23年度新設)	85.2 m	0 m
	47.6 m	62円
その他管類(外径0.07m未満の埋設管) 防護管(SGP φ50) (H23年度新設)	37.6 m	0 m
	37.6 m	62円
上水道施設(埋設) 散水栓(FC150, 0.235m×0.324m) (H23年度新設)	0.07 m ²	0 m ²
	0.07 m ²	510円

資料_河川占用許可書

平面図(占用部分)
【厚木野球場・厚木テニスコート、厚木青少年広場】

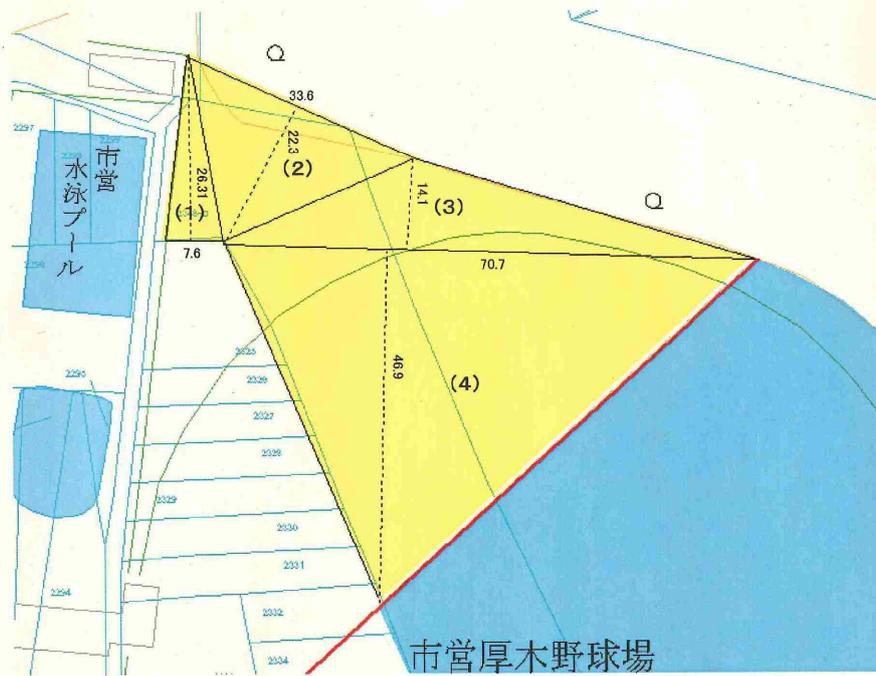


占用面積計算表(野球場・テニスコート、青少年広場)

施設名	占用面積(m ²)		
	小鮎川	相模川	計
野球場・テニスコート	2631	11951.19	14582.19
青少年広場	0	5389.54	5389.54
計	2631	17340.73	19971.73

資料_河川占用申請添付書類(平面図①)

平面図(小鮎川分)



占用面積計算表(小鮎川)

	底辺(m)	高さ(m)	倍面積(m ²)	占用面積(m ²)
(1)	7.6	26.31	200.0	
(2)	33.6	22.3	749.3	
(3)	70.7	14.1	996.9	
(4)	70.7	46.9	3315.8	
			5261.9	2631.0

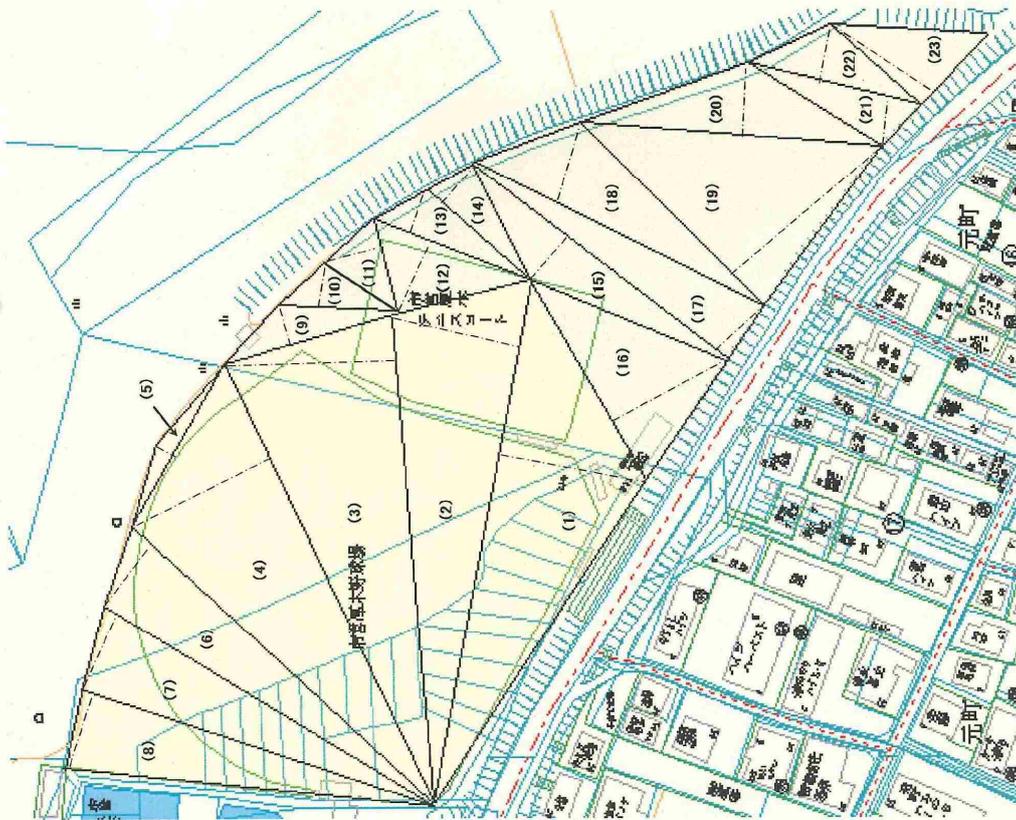
資料_河川占用申請添付書類(平面図②)

平面図

(1)	169.00	×	29.50	4985.50
(2)	169.00	×	33.00	5577.00
(3)	155.50	×	48.50	7541.75
(4)	146.00	×	48.50	7081.00
(5)	66.40	×	5.50	365.20
(6)	110.00	×	27.00	2970.00
(7)	105.00	×	21.00	2205.00
(8)	104.00	×	22.50	2340.00
計				33065.45
面積(計/2)				16532.72
(9)	53.00	×	15.00	795.00
(10)	31.00	×	13.60	421.60
(11)	27.00	×	15.00	405.00
(12)	27.00	×	29.00	783.00
(13)	30.00	×	17.00	510.00
(14)	37.00	×	16.00	592.00
(15)	64.00	×	24.00	1536.00
(16)	51.00	×	19.00	969.00
(17)	64.00	×	14.00	896.00
(18)	54.00	×	19.50	1053.00
(19)	54.00	×	36.00	1944.00
(20)	42.00	×	14.00	588.00
(21)	29.00	×	12.50	362.50
(22)	29.00	×	17.50	507.50
(23)	43.00	×	14.00	602.00
計				11964.60
面積(計/2)				5982.30
総面積(m ²)				22515.02

旧野球場
跡地

旧青少年広場
跡地



資料_河川占用申請添付書類(平面図③)

(4) 河川管理施設の状況

本事業地では、河川管理者による河川管理施設の把握がなされていない。

このため、現況平面図及び現地確認により河川管理施設と判断されるものについて河川管理施設として次に示す。また、現況施設の配置概要について次頁に示す。

なお、一部の堤防護岸（階段護岸）は、厚木市が設置している。

表 2.2-6_現況河川管理施設概要一覧

河川管理施設	河川管理施設の機能	備考
堤防護岸	治水、環境（利活用）	一部野球場観覧席として厚木市が設置
坂路	治水（維持管理用）	
管理用通路	治水（維持管理用）	
車止め	その他（安全管理）	

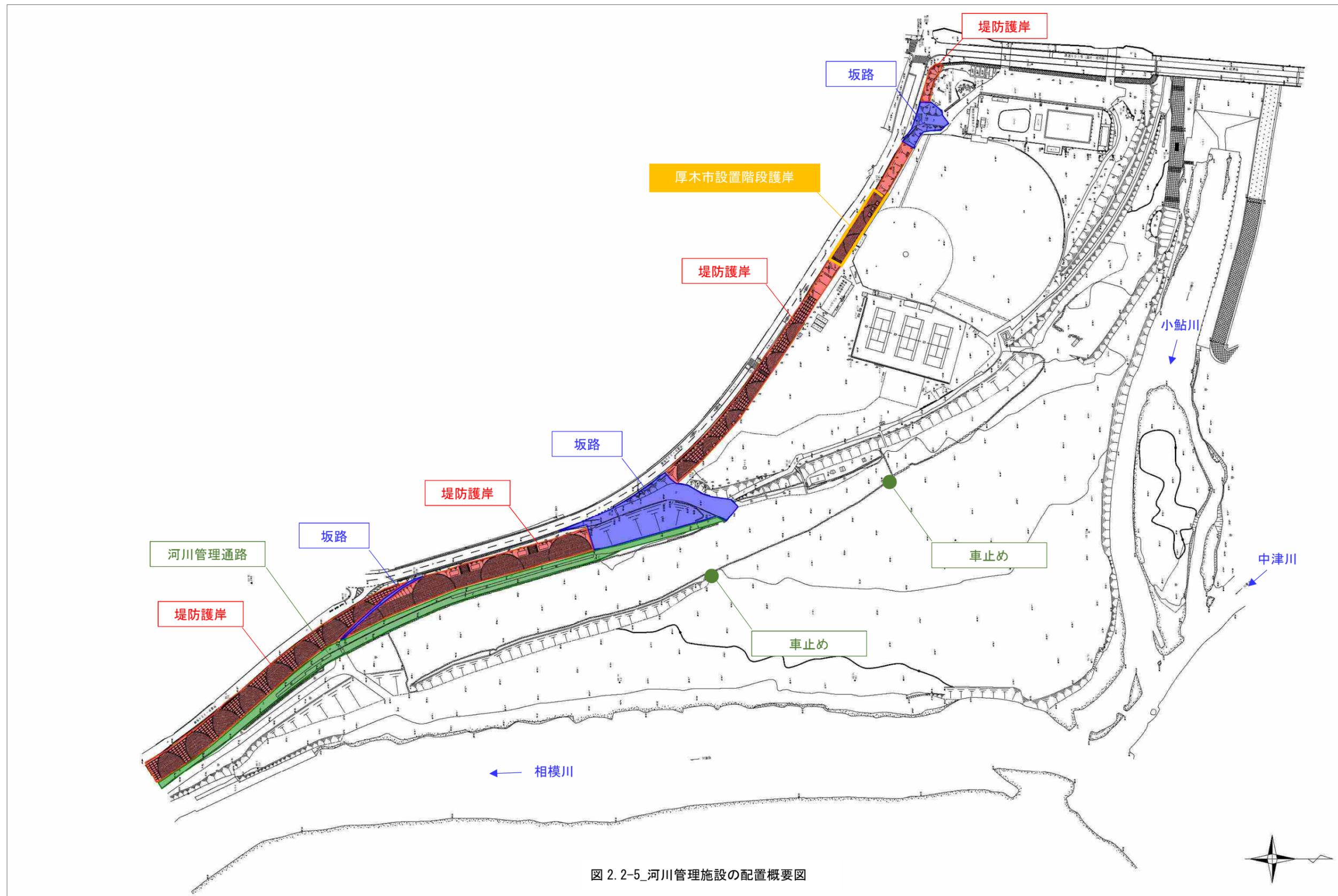


図 2.2-5_河川管理施設の配置概要図

(5) 過年度に実施された河川管理者との協議結果の整理

過年度に実施されている河川管理者との協議の結果を次のとおり整理する。

表 2.2-7_過年度実施の河川管理者との協議結果整理一覧

協議実施日時	主な協議内容
令和2年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> • 本該事業へのPFI若しくはPark-PFI事業による施設整備について ⇒河川法24条の許可の適用条件に適するか引続き検討 • 民間事業者の河川占用申請について ⇒河川占用許可準則より民間事業者の河川占用への許可は難しい ⇒河川空間のオープン化により、民間事業者の河川占用は可能であるが、神奈川県管理河川での事例はない。 • テニスコートの移設について ⇒テニスコートの移設については、占用許可申請が必要になる。また、舗装等実施する場合は、県庁河川課決裁となり占用協議に時間を要する。 • 堤防道路沿いの桜の植え替えについて ⇒引続きの協議とする。
令和2年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> • 施設整備内容について ⇒整備施設は、テニスコート（現況施設の移設）、大型遊具、バーベキュー広場（管理棟込み）、トイレ、広場、ヘリポート等を想定していることを関係者間で共有。 ⇒トイレについては、仮設であれば河川占用可能である。 ⇒舗装については、散策路等の小規模なものであれば可能である。 • 整備後の維持管理について ⇒維持管理については、民間事業者が実施することを関係者間で共有 • 河川占用に係る手続について ⇒民間事業者が占用主体となる場合は、河川空間のオープン化が必要であることを関係者間で共有 ⇒河川占用協議に先立つ事前協議により、詳細設計の前提条件確認が可能であるため、河川占用手続と詳細設計を同時に実施した場合の手戻りを最小限とすることが可能であることを関係者間で共有 • 都市計画決定について ⇒都市計画決定について河川管理者からの意見は特に無いが、河川空間のオープン化を今後進める中で、河川利用等調整協

	<p>議会から都市計画決定の必要性に係る意見が出る可能性はある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 事業手法について ⇒本事業地については、河川整備計画で示されているとおり、低水護岸の整備計画は無いことを関係者間で共有した。• 簡易サウンディングについて ⇒河川占用許可が必要前提となる内容以外であればサウンディング調査の実施は問題ないことを関係者間で共有した。• かわまちづくり計画について ⇒かわまちづくり計画策定は現段階で河川管理者として難しいとの回答を得た。
--	--

(6) 現地踏査結果

現況施設の利活用状況や既存施設の位置等の確認、河川特性や堤防天端道路（厚木市市道）、堤内地の土地利用状況などの把握のため、現地踏査を実施した。

現地踏査結果について、位置図と写真一覧を次頁以降に示す。

■当該地区の河道特性

当該地区は、相模川と中津川、小鮎川の合流地点であり、相模川本川の右岸にあたる。
 河道形状は、堤防護岸の前面に砂礫が堆積した複断面形状となっている（ただし、3号地指定されている箇所は無い）が、下流端部では水衝部となっている。
 なお、堤外地には、厚木市市営のプール、野球場、テニスコート、広場等が存在している（いずれも厚木市が河川占有済み）。

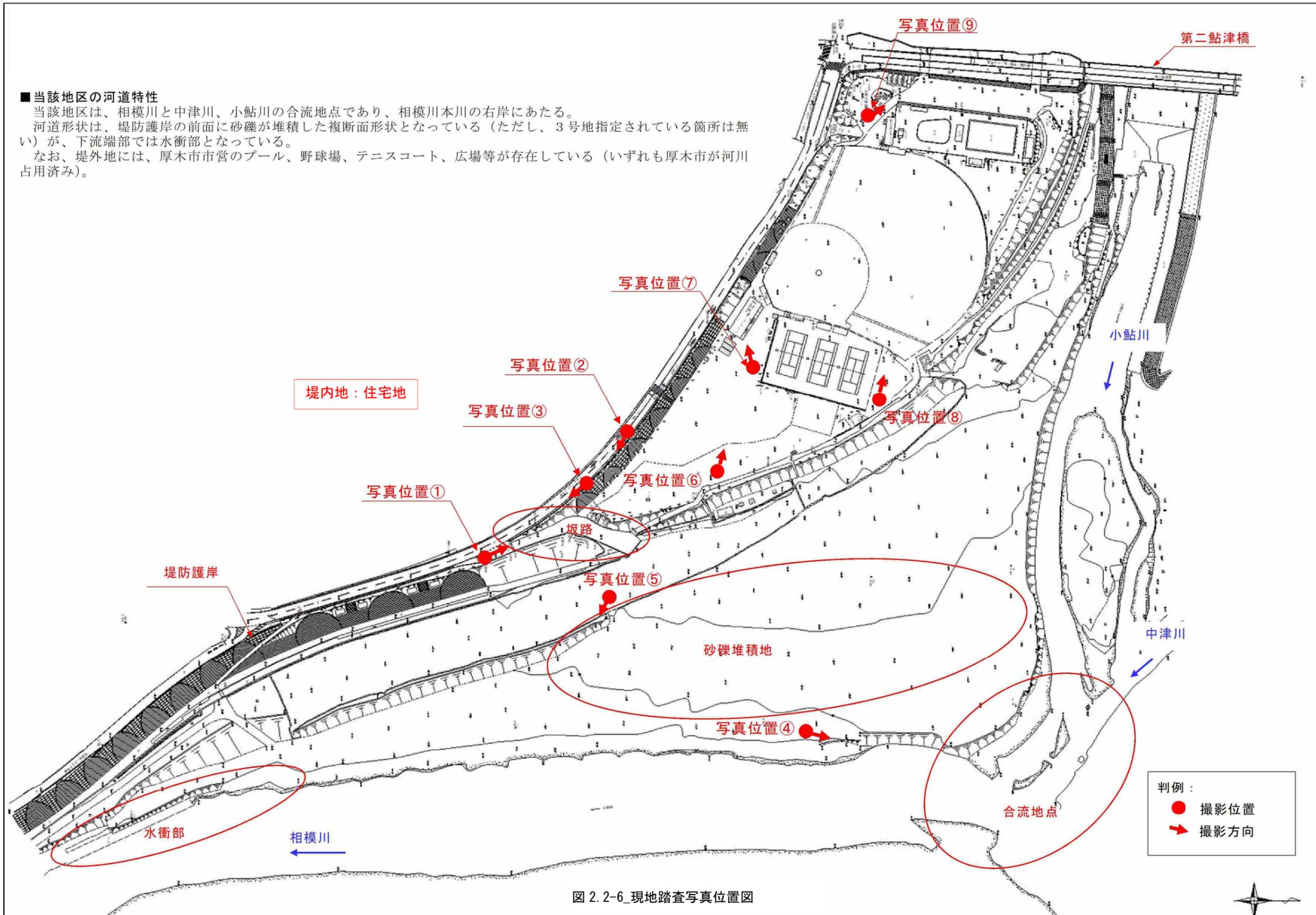


図 2.2-6 現地踏査写真位置図